

(日米知事会議 1963. 10. 15 於 東京)

日 本 の 教 育 制 度

報 告 者 山 形 県 知 事

安 孫 子 藤 吉

目 次

1. その史的背景－「学制」	1
2. 現行制度の基礎	4
3. 現制度の中核	8
4. 当面する課題	14
5. 教育財政上の問題点	17

## 日 本 の 教 育 制 度

### 1. その史的背景－「学制」

わが国に於ける近代教育の制度は 1872 年、学制の頒布によつて己に確立されたと言える。

知られているように学制はそれまで残存していた一切の封建性を払拭、近代国家として堂々の歩を進めようとする国民の意志を教育計画の上に宣言した雄大にして気魄にみちたものである。

学制はこれを大きく分けて六つの部分より成立っている。即ち大、中、小、学区のこと、学校のこと、教員のこと、生徒試業のこと、海外留学生のこと、学資のことである。学制が制定されるに当り、範をフランスに求めたことは否定することの出来ないことであるが、己に一世紀近い以前に於いて現今教育制度の中核をなす多くのことが定められたことは驚嘆に値することである。そしてこのような画期的な教育改革を推進した時代の背景と近代国家建設の雄図にもえていた当時の指導者たちの達識とけい眼に今更ながら敬服せざるを得ないのである。

学制はわが国近代教育制度の基礎となつたものであるから爾

後の教育制度を考察するためにはこれに対して若干の検討を省略するわけにはいかない。ここに学制に関しどうしても逸することの出来ぬと思われる三点を挙げておく。

その一つは学制に於いて掲げられている教育の理念である。それは人間尊重、個人の価値の尊厳さを説き人間は教育を受けることによつてのみ真の人たり得るという思想を当時の一般庶民に説くのであるが、その方法としてはやや功利主義的に教育意欲の喚起につとめている。即ち「その身を修め知を開き才芸を長ずるは学にあらざれば能わず是、学校の設けあるゆえんにして……」と一般教養の必要性を説き、個性、能力に応じ教育を受くべきことを述べこれを庶民の功利心に訴えながら「人、能く其才のあるところに応じ勉励して之に従事し、しかして後、初めて生を治め産を興し業を昌んにすることを得べし。されば学問は身立つるの財本ともいうべきものにして人たるもの誰か学ばずして可ならんや」と述べているのであつて従前の教育目的や理念に比べればここに新時代を生抜くための理想的人間像が明確に掲げられていることに注目すべきである。その二には、これ迄の教育制度の中に残存していた二重系統の学校系統と組織を許容しようとする考え方を完全に捨てたことである。即ち、学校はこれを小、

中、大学の三段階に分けて組織し、とれを全国民に一様に解放して単一化された制度を確立したことである。これは「必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期」したのであつて華、士、農、工、商及び婦女子とすべての人々に対しひとしく教育が施されるということを制度の土台としたのである。

その三ほ学校への入学に関し父兄及び児童に対して強制力を發揮してこれを義務づけたことである。即ち、「自今以後此等の弊を改め、一般の人民、他事を抛ち自ら奮つて必ず学に従事せしむべきよう心得べき事」と明示し「幼童の子弟は男女の別なく小学に従事せしめざるものは其の父兄の越度たるべき事」と布告しているのであつて児童の就学を義務づける義務教育の基礎が己にこゝに定まつたと言えるのである。

このように 1872 年、学制に於いて見られる教育制度の根本方針は国民のあらゆる階層に対し、一種類の学校を用意するという考え方を明示しているのであつて、その後 1885 年の教育令、1900 年の小学校令等大きな改正はあつたのではあるが、この点、どこまでも、その言葉の如く学制の精神が貫徹され、実現されてきたところに今日の如き進歩した教育制度に至つた基盤があつたと考えねばならないのであつ

てこれを教育制度の上から考えても学制のもつ意義は極めて深いものがある。

現在西欧諸国に於いて当面している教育上の重要問題は後期中等教育の充実もさることながら、教育制度の上で国民に対し、如何にして教育の機会均等を与えるか、同一の学校を用意するかということにあるように思われる。英国の古典、技術、近代の三つの中学校や西独の高等、中間、実業の三系統、仏の普通、技術の二系統等、これらの諸国に於いて統一学校運動が論議されていることは単一の学校を全国民に対し一様に解放されていない証左であつてそれは明かに近世初頭以来、築かれてきた指導者のための学校と国民一般大衆のための学校との対立相剋を解決しようとする深刻な悩みを表示しているものと言えよう。わが国が已に一世紀に近い以前に於いて近代的な教育制度を確立し得たことは、その頃に於ける各国の教育制度や行政と比較して正に驚くべき改革であつて誇るに足ることと言えるであろう。

## 2. 現行制度の基礎

現在の教育制度の大半は、1945年8月、終戦を契機として成立したものである。終戦に伴い教育に与えた最も大きな課題は、戦時教育体制の終止と、戦時中実施されたあらゆる

る教育実践への処置であつた。このような終戦による教育への処置がなされると共に教育は占領軍の下に管理されることとなり、爾後、占領が解かれるまで7年に亘り管理政策下の教育が行なわれたのである。

終戦後、廃墟の中から立上り掲げた再建国家の理想は、文化の香の高く匂う民主国家の建設であつた。このような国家の担い手を育成すべき教育も亦、民主教育の大はいを掲げたこと当然のことと言わねばならない。このためには、先ず新しく民主的な教育体制と制度が作り上げられねばならないが、その根幹となつたものは学校制度の改革である。

戦後間もなく、占領軍最高司令官は「日本教育制度に対する管理政策」を覚書として政府に指令し、教育に関する占領の目的及びその政策を明らかにし、これを直ちに実施すべきことを命令した。それは大きく分ければ（1）教育の内容に関すること、（2）すべての教育機関の関係者に関すること、（3）教科目、教材、教具に関すること、の三部門であつてその内容を要約すれば、軍国主義思想を払拭して自由、平和、基本的人権尊重の思想を培養すべきことを指令したものである。

この覚書に依つて戦後の教育制度の方向は、定められたとも考えられるが、教育制度改革の指標となり基礎ともなつた

ものは、「教育使節団報告書」である。即ち、1946年3月ジョージ・ストダードを団長とする27名の団員が教育使節団として来朝し、日本側の委員をも加え連日会合を開き、戦後に於ける教育体制確立の基本方策の樹立に努めたのであるが、同3月末、教育建設の具体的方策を立案した。これが「アメリカ教育使節団報告書」である。当時の総司令部は、これに覚書を付し、今後日本に於ける教育改革は、この方針に従って実施されねばならぬことを明らかにしたのである。従ってこの報告書は、形式的には単なる勧告書ではあるが、実質的には教育制度改革の方策を樹立する上での極めて重要な、しかも具体的な指針となつたのである。

今、教育制度改革に特に関係の深いと思われる点について概観するなら、(1)教育の目的と内容については「民主政治下の生活のための教育制度は個人の価値と尊厳を認めることが基本である……それは画一と標準化を避けねばならない。このために地方分権が必要である」とし最初に教育行政の地方分権化を説き「この目的を果すためには、教育課程の変更を必要とする。この課程は中央官庁の処方箋ではなく社会の必要と個人の興味に基いて作成されねばならない」と教科書行政への指針を与えており、(2)には国語の改革をとりあげ =



「国語の問題は教育実践上、あらゆる改革にとって基本的なものである」とし、国語の形式をより民主的なものにするための方策研究を行うべき旨を勧告している。(3)には都道府県市町村に一般投票により選出された教育行政機関の創設」を提案し、この機関には学校設置の認可、免許状の授与、教科の採択に関する権限を与えるべきであるとし、教育委員会の設置を指示している。更に重要なことは、「男女共学制による無月謝制の修業年限九ヶ年の義務教育年限延長の改革案」を提案したことである。この内容は、小学校六年、初級中学校三年の義務教育であるが、この上に修業年限三年の上級中学校の設置を課しているのであつて、これが現行学制の基本をなしたいわゆる「六三三制」の基礎をなすものである。報告書はこの他教師養成教育の抜本的な改革を(4)において提案している外、(5)には、成人教育の改善を中心とした社会教育の発展を勧奨し、最後に「高等教育は少数者の特権でなく多数者のための機会となるべきこと」を説き、大学の増設を勧告しながら、有能にして学資に乏しい者に対する奨学制度の必要を強調しているのである。

以上は、「教育使節団報告書」につき制度改革に重要な関係をもつ点に関しての概観であるが、このような勧告を受け

主体的に実践の役割を果たしたのは、教育刷新委員会であつて  
発足は 1945 年、1949 年に教育刷新審議会となり、1  
952 年には、中央教育審議会となり、現在に及んでいる。  
1946 年に「教育の理念及び教育基本法に関すること」に  
ついで建議を行つて以来、精力的活動を続け、現行日本の  
教育制度の殆どは、ここにおいて決定された。

### 3. 現制度の中核

1947 年 3 月、国会の審議を経て教育の大本たる教育基本法が制定公布された。

戦後の教育制度や教育内容がすべて法律によつて定められるようになったことは、画期的なことであつて従前、勅令や勅語によつていたことに思い較べれば教育が直接国民に責任を負つて行われるようになったことを示すものである。本法はその前文に教育の理念を明かにし、ついで本文には教育の目的と方針を定め、八つの基本原則を立て、教育方策の根本を明かにしている。即ち、教育の機会均等、男女共学、学校教育、社会教育、政治教育、宗教教育、教育行政の諸原則を示したのである。

学校教育の全体制は教育基本法に則つて改革されたのであつて、現在の教育制度はその後、若干の修正は行われ

て来たとはいへ、大部分は 1948 年頃までに改革されたと考えてよいのである。

現在の学校制度はいわゆる「六三制」と呼ばれるものであり、小学校六年、中学校三年、高校三年、大学四年とし、その上に大学院を設けるものであつてそれは使節団報告書の勧告に基くいわゆる単線型の制度である。これによつて従来、複雑な形態をもつた複線型の学校制度の全体系が極めて単純なものに整備された。然もこれが国民のすべてに解放されて教育の機会均等の原則を実現することの出来る制度となつた。この点から考えても学校制度の体系は明治 3 年の学制よりも、更に著しい改革を実施する性格をもつものと言うべきであろう。即ち学制の頒布以来、小中大学という三段階をもつて出発して以来、80 年間には複雑な要素も混入して複雑化し、いわゆる複線型となつていたのであるが、近代的学校体系に組みかえたことは誠に画期的なことである。

義務教育 9 年への延長を中心とする学校制度の改革は第一次大戦後已に 30 年来の懸案事項であつたのであるが、使節団報告書と戦後の新しい教育への要望が結実して学校体系の根本的な改革となつたのであつて、敗戦を契機とした改革を以て他から強いられたものと解するが如きはこれ迄のわが国

民が教育に寄せて来た熱意に思いを致さぬものと言わねばならない。

義務教育年限の延長に伴い大きな問題となつたのは施設の整備と教育内容の刷新であつた。

第二次大戦後に於ける学校施設の罹災は 270 万坪、3,000 校に及んだのであつて中学校発足当時に於ける生徒数 319 万人中 139 万人分の教室が不足していた状態から発足したのであつた。剩え、予算的措置上 1949 年には六三制の予算が全額削除となり、建築の中止や放棄の止むなきに至るものも多く、強制的な寄附金の徴収も行われ施設の整備は地方行財政上、最大の課題となり、このため辞職した市町村長も多く、自殺して責任を果そうとした村長すら出たのである。然し、世論は六三制の完全実施を強く支持し、塗炭の苦しみに喘ぎながらも新しい文化国家の建設を目指して着々とその整備に努力して来、現在の如き完備したものとなつたのである。

教育内容については義務教育の目的と目標を達成するため教育課程、内容及びその取扱いはすべて学習指導要領によらねばならぬこととなり、教師の自律的な活動を促し、児童生徒の能力や興味、地域の特性、学区の実情に即して活潑な教

育活動が展開されるよう期待されている。教育課程はその後、社会の進歩に伴い 1951 年、1959 年にかなり大幅な改訂が行われて現在に及んでいる。

中学校は修業年限三年であつて義務教育である。その発足は 1947 年で、1949 年には全学年が義務就学となつた。その発足は「無から出発した」と言われるように当初は施設、設備、教員組織、教材教具等、すべて不備、不足であつたが国民の非常な努力により現在の状態までに整備されたのである。

教育内容に於いて社会科が新しく設けられたことは小学校と同様であるが、保健体育が新設され職業科が重視されたがその後、更に個性、能力、地域の実情に適合する教育を行うため選択教科の制度が設けられ、また新時代の科学技術の進展に即応するよう技術家庭科が新しく設けられている。

後期中等教育機関としての高等学校は旧来の中等学校から発展的に移行されたものであつてその設置については「高等学校設置規準」によることとされており、その発足は 1948 年である。高等学校は中学校卒業生で進学を希望するすべての者に広く開放されるべき性格の学校として生れたが、これらの者に多くの就学の機会を与え、就学の機会が通学の便に

よつて、左右されることのないように学区制をとっている。

又、教育の機会を保証しようとする趣旨から男女共学の実施と同一校に普通、職業の両課程をもつ総合制の学校の設置も認められている。更に勤労青年の教育の場として定時制、通信制の教育制度が定められており、定時制には夜間授業を行うものと晨閑期など特定の日を授業日とするものがある。通信制の教育も普通高校と同じく 85 単位の取得をもつて卒業が認定されており、近時、法改正により生徒数は著しく増加し、定時制との併修の道も開かれるようになった。以上の高等学校のいずれの課程にも就学しておらず、然も上級学校進学を希望する者に対しては大学入学資格認定試験の制度が設けられている。(1950 年から)

学校教育法施行の翌年(1948年)から盲児、ろう児の教育が義務制となった。即ち、特殊教育も一般の学校教育の一部であるという考え方の下に心身に障害のある児童生徒も正常児と全く同じ目標により教育されるべきで、唯、その障害のゆえに特殊の方法的な配慮がなされねばならない教育であるという理念が確立されたのである。盲、ろう児以外の児童を対象とする特別の学校は養護学校であつて、現在虚弱児、肢体不自由児、精神薄弱児を内容とし、殆ど都道府県に一

校が設置されるまでになつている。又、特殊学級は法（学校教育法）70条に規定されている学級であつて、その内容は虚弱児と精神薄弱児が主たるものであり学級の設置に対しては国庫補助金が交付され、近年学級数は著しく増加している。

大学は国立大学設置法に基いて設置されるのであるが、旧制の大学、高専を整理統合して新しい大学を設置することは容易ならぬことで現在に至る迄には言語に絶する苦心が重ねられて来たのである。大学の性格は一般教養を重んじ、学問的研究と共に専門的職業訓練を重視しながら両者を一体化しようとするところにある。これに対し、実際的な専門職業に重きをおき、良き社会人の育成を目指すのが短期大学の制度であつて、いわゆるセミ・プロフェッショナルな職業教育を施すことを目的としている。然し短大は四年制大学の単なる下級課程ではなく、一般教養を重んじ職業に必要な専門教育を授ける独自の特色と使命をもつ完成教育の機関である。

いつの時代に於いても教師は教育活動の中核的な存在であり、教育は人であると言えるのである。従つて教員の養成は教育制度上、極めて重要な意味をもつ。教員は大学の教員養成の学部で養成される。それは「教育職員免許法」が規定するところによつて所定の免許資格をもつことが必須要件とな

っている。教員の団体活動は戦後、特に活潑に行われた。

これを大別すれば、研究を目的とする職能的な団体と労働組合としての教職員組合の活動があるが、特に目ざましい活動をして来たのは後者である。当初、教員組合は一般の労働組合と同等に取扱われたが、1948年、政令201号によりその活動に大幅な制限が加えられて、労働三法の適用が排除され、争議、=業、団体協約締結の三つの権利をもたぬ団体となった。

本来、生活権の擁護、待遇の改善を叫び、戦後、教育の再建を目指して活動して来た教員組合は次第に特定イデオロギーとの結付きを深め、本来厳正公平なるべき教育実践上にも憂うべき傾向が表れ始め、遂には文教政策のすべてに反対運動を行うようになった。

1954年には、「教育の政治的中立に関する臨時措置法」が出たが、1958年、勤務評定反対闘争に於いてその頂点に達し、教育の秩序は甚しく混乱に陥った。これらの組合運動に対しては国民の強い批判も加えられた結果、小康は保っているが将来にわたり多くの問題を深く包蔵しているのである。

#### 4. 当面する課題



教育は社会の本質的な機能の一つであるから、どのような時代に於いても教育は存在していた。若し教育がなければ社会の保持も進展も所期し得ないからである。そして教育はその社会が背負っている歴史や伝統や特質の上にその具体的な姿となつて現れる。わが国現行の教育制度は、叙上の如くアメリカの学制を範として作り上げられたものである。然も単線型である六三制という制度はアメリカの全土に行われているものではないのである。新しい教育制度の下に教育が行われてから、已に十有五年余の歳月を閲している。わが国が民主的な文化国家として成長してゆくためには今日までの経緯と実情に鑑みわが国情によく適合したものに完成させてゆかねばならない。特に最近の目ざましい科学、産業、文化の進歩に即し、わが国の将来を深く洞察する時、現行の教育制度改善のため若干の考察のポイントを挙げておきたいと思う。何故ならこれはわが国の教育が当面する重要問題として解決の責任はわれわれが負わねばならぬ課題であるからである。

まず、

(1) 後期中等教育の整備と拡充の問題がある。

義務教育終了後の教育制度としては高等学校その他の教育機関があるが、全く教育の対象外におかれている青

少年の数もかなりのものである。15才－17才という心身共に成長の最盛期にある重要な時期にこれらすべての青少年に中等教育を与えることは彼等の将来の成長のためにも又、社会の推進力を培うためにも極めて重要なことといわねばならない。戦前の青年学校の果たした役割は決して過小評価さるべきではないのである。

このためには彼等の能力、適性に応じた適切な教育を与えるため既成概念に捉われぬ弾力性に富む教育制度を検討せねばならないと思うのである。

(2) には、科学技術教育の振興徹底である。

科学技術の進歩が社会の高度化をもたらすこと、言うまでもない。最近の技術革新は生産の技術を躍進させ、勝れた技術者を強く求めている。このために特に理数科を中核とする学力を充実させるとともに工業課程の拡充、理工系部門の拡張、研究体制の充実等が必要喫緊なものとなる。已にアメリカは「合衆国防衛教育法」を制定しており、わが国もまた高等専門学校を設置したのであるがこの点に関し、更に教育制度の上から検討せねばならないのである。

(3) には、教員養成計画と教師集団の適正化である。

国家将来の発展のためには教員の需要と供給を均衡のとれたものにすると共に教育の本質とその新しい発展に対応する清新な理念を目指す新しい型の教員養成を図らなければならない。特に科学技術系教員の養成とその確保一。具体的にはその待遇の改善が考慮されねばならない。又、教師の集団活動はその身分と使命を深く自覚した団体行動であるべきであつて苟も教育の中立性を阻害するが如き行動に出ることは許されないことである。

(4) には、教育技術の改善と物的条件の整備を挙げねばならない。

教育内容が社会の発展に即応し指導方法が合理的・能率的であることは教育効果を高めるための条件である。教育諸科学の発達に伴い、施設設備、教材教具等、着々整備されて来てはいるが、今後の教育を考慮するなら更にその充実を図らねばならない。指導の技術・方法に於いても真に国情と国民性に基礎づけられたものが研究されるべきであろう。

## 5. 教育財政上の問題点

(1) 財政力格差による問題点

国と地方公共団体との間における教育費負担の割合、お

よびその方法は、教育財政上重要な問題である。

学校教育法において「学校の設置者は……その学校の経費を負担する」と規定している。

この原則に対して、幾多の例外がある。

その最も代表的なものは、義務教育国庫負担制度である。即ち市町村の設置する義務教育諸学校の教職員給与費は市町村の負担でなく、都道府県の負担とされており、その負担額の2分の1は、国が負担することになっている。

このことの理由は、市町村は、国あるいは都道府県と異なり、財政力において著しい格差がある。この格差が学校教育水準の不均衡を招くおそれがあるので、教育の機会均等を確保し、財政力の乏しい市町村においても相当の教育水準を確保しようとする配慮である。

しかしながら、都道府県においても、財政力は区々であり、従つて都道府県における財政力の格差を調整する必要もあつて、都道府県・市町村の教育費負担の安定とバランスを図るための制度として、義務教育国庫負担金をはじめとする国からの補助負担金制度のほかに、地方公共団体の財源の調整機能を営む地方交付税制度に教育費の需要額を算入し、教育費の最低所要額を国からの補助負担金と相俟

つて保障しているわけであるが、現状においては、この交付税による財源調整機能は、必ずしも充分であるとは言い難い。

また、学校施設整備の国庫補助の基準、建築単価並びに構造比率が実情にそわないため、現状は、各地方公共団体とも基準をこえた整備を行わざるを得ない実情にあるが、貧弱団体においては、規模の縮小や構造の低下を来とし、財政力の格差からして団体間にかなりの格差を生じ、それが教育水準の不均衡をもたらしていることは否定し難い事実である。

このような現状においては、地方団体の財政力の格差に左右されない教育費の確保が果されているかというところの疑問があり、教育費に対する補助負担金制度及び地方交付税制度の合理化のための検討がなされなければならないし、更に地方公共団体の財源の偏在是正措置による地方公共団体の財政力の平衡化が必要であると考えられる。

## (2) 父兄負担の軽減

現在、P・T・Aの負担軽減が強く主張されている。すなわち教育費のうち地方公共団体の経費により負担すべきものが、住民に転嫁されているので、これを本来の建前に

帰して公費で負担すべきであるということがいわれているが、国の補助基準の不合理や、地方団体の財政力の格差により、各団体間において教育水準の不均衡を生じている現在適正な財源調整の方途がなければ更に不均衡を助長することになる。このためにも国の補助負担金制度、地方交付税制度による合理的な保障がなされなければ全面的な解決は困難である。

### (3) 高等学校生徒急増の問題点

高等学校への入学志願者数・入学者数の比率は年々増加しており、今後もまた増加する傾向にある。

このことは、戦後の社会情勢に基づくもののほか、経済条件の向上にも原因があり、また将来における就職、所得という観点から高等学校を卒業しなければ不利であるという観念に基づくものである。

この社会的な要請に対応して、公立高等学校の拡充が要望されすでに実施されている。このことは、各都道府県共通の問題であるが、現在これに対応する財源調整が不適切なため、すでに公立の高等学校の設置費設備充実費等が都道府県地方公共団体の財政運営にかなりの影響を与えている。

社会的な情勢に基づいて必要とされるこれら施策実施費については、財政力によつて不均衡となることのないよう国で十分な配慮をすべきものであろう。

(日米知事会議 1963. 10. 21 於大阪)

わが国の老人対策について

報 告 者 愛媛県知事

久 松 定 武



目 次

1. 老人問題の抬頭	1
2. 老人福祉向上策と問題点	2
3. むすび	4
○ 参考資料	6

## 1. 老人問題の抬頭

本日は、日米知事会議の席上で、わが国の老人福祉問題につきましてご説明申し上げる機会をえましたことは、私の最も喜びとするところであります。

わが国におきましても老人対策の問題が世人の耳目をひくようになり、これに対する福祉の措置が講ぜられるに至りました。その背景としては、

- (1) 人口構造の変化による老令人口の増加
- (2) 世帯構造の変化に伴う老人の生活の問題
- (3) 老人の労働問題
- (4) 老人の生活と健康

などの問題があげられておりますが、これらの要因をみましても老人問題が容易でないことが把握せられる次第であります。特にその主要な要素でもあります国内の老令階層の様相を考察いたして見ましても、ここ10年余において、

- 医薬の進歩
- 公衆衛生施策の積極化
- 社会保障施策の推進
- 国民の衛生思想の向上

などの諸因によつて、老令人口は附表にも示しますように年

年著しく増加の傾向を示しております。また、国民平均寿命につきましても 1947 年（昭和 22 年）を契機といたしまして大幅に伸長を示して参つていゝるものでありまして、これらは独りわが国のみの現象ではなく米国におかれての 1959 年の老令人口比率は 8.7%を示しており、フランス、スウェーデン、デンマーク、西ドイツ、スイス等の諸国においても共通した傾向をみてまいつていゝるものであります。このように老令人口の増加に従つて老人福祉問題は、ますます重要性が加味され、今後、早急に推進すべき問題として地方行政に新たな重要課題を提起するに至つております。

これら人口構造の变革の要因としては、第 2 次大戦後の出生率の激減と国民体位の向上による死亡率の減少に起因するものと思われまゝすが、それとともに世界に例を見ない戦後の出生率低下が、わが国人口の老令化を短期間に促進させることともなつたものであります。

## 2. 老人福祉向上策と問題点

而して、これら老令人口の増加に伴う老人福祉問題は、1963 年（昭和 38 年）8 月法制化されました「老人福祉法」の施行によつて今後発展の道が開かれたのであります。この施策も漸くその緒についたばかりでありますので将来への

努力がさらに必要であると存ずるものであります。現在の社会事情下におきましてはまだまだ恵まれない老人が数多くいることでもあり、そのうちにおいても経済的安定は確保されていてもなお精神的には不幸な場合もあり、又、反面物質的に極めて恵まれない老人もあります。働く意志と健康を持ちながらその機会をもたない多くの老人も見られます。従ってこうした老人層の人々の不幸な条件を除去して幸福な人生への歩みを持たせることが最も重要な課題でありまして、今後の老人福祉向上のための方策といたしましては、現在、

- (1) 老人ホーム、軽費老人ホームの増設
- (2) 老人福祉センター、老人保養所の設置促進
- (3) 老人家庭奉仕員制度設置の推進
- (4) 老人クラブの育成、指導
- (5) 老人の無料健康診断の実施

などをはかり、着々その成果を収めている現状であります。

次に、今後におきまして老人福祉向上のために推進すべき諸問題として考えられますことは、

1. 老人の就業に関すること。特に停年制の延長ないしは再就職に関して国家的な配慮を必要とすること。
2. 老令年金の拡充、社会保障制度の改善

3. 老後の精神的安定のため、家庭の新らしい構造について再考すること。
4. 老令者の健康を保持するために、老人医学の進歩に合わせて老人病院、診療所などの社会的施設を整備すること。
5. 老人医学、老人心理学、老人社会学などの各分野にわたる総合的な研究がなされ、いわゆる老人科学の大成がなされること。

などが当面求められているものでありますが、こうした課題は、社会的、経済的条件によつて左右されるものでありますのでこれらの条件も併せて常に新らしい検討を加えて行かねばならないと思われます。

### 3. む す び

さて、最後に申し述べたいことは、米国におきましては、老人全体を低所得階層という範囲に入れ、社会福祉の対象として取り扱っているのではありませんが、わが国におきましても前述のように近年ようやく老人福祉問題に取り組む体制がととのい、国民運動として一般国民の関心も強まっております状況ではありますが、今後この面の施策の向上を計ります範として米国における老人福祉対策のプログラムが、わが国にも取り入れられまして、日本的に消化せられ、老人だけでな

く、国民全体の福祉の向上に役立つことができれば幸いと存じます。わが国におきましては、多年懸案となっておりました「老人福祉法」が制定されましたのを機会として、精神的、身体的なハンディ・キャップを有する老人に安らかな生活を保障し、その健全な心身の向上に必要な措置を講ずるとともに、多年社会に貢献してきた老人を敬愛の念をもって処遇いたしまして、老人が幸福な生活を営むことができますよう地方行政を一層推進いたしますことを申し上げます、私の報告を終らせていただきます。

(参考資料)

附表 1. 年令別の将来推計人口

(単位 1,000 人)

区分	総数	0～14才	15～64才	65才以上
1965 <sup>年</sup>	98,245	24,696	67,372	6,177
1970	102,216	23,197	71,920	7,099
1975	106,327	23,546	74,760	8,020
1980	109,688	23,713	76,975	9,001
1985	111,843	23,246	78,865	9,732
1990	112,943	21,745	80,342	10,856
1995	113,293	20,351	80,320	12,623
2000	113,053	19,687	78,956	14,409
2005	112,108	19,474	76,872	15,762
2010	110,247	19,141	73,943	17,162
2015	107,529	18,413	70,044	19,072

附表 2. わが国の平均寿命の年次推移

年次	性別		男		女	
1891～1898	42	8	44	3		
1899～1903	43	97	44	85		
1908～1913	44	25	44	73		
1921～1925	42	06	43	20		
1926～1930	44	82	46	54		
1935～1936	46	92	49	63		
1947	50	06	53	96		
1950～1952	59	57	62	97		
1955	63	88	68	41		
1961	66	03	70	79		
1962	66	23	71	16		

附表 3. 出生率及び死亡率

(人口 1,000 対)

年次	出生率	死亡率	年次	出生率	死亡率
1935～1939 年	29.2	17.4	1954	20.0	8.2
1947	34.3	14.6	1955	19.4	7.8
1948	33.5	11.9	1956	18.4	8.0
1949	33.0	11.6	1957	17.2	8.3
1950	28.1	10.9	1958	18.0	7.4
1951	25.3	9.9	1959	17.5	7.4
1952	23.4	8.9	1960	17.2	7.6
1953	21.5	8.9	1961	16.8	7.4



附表 4 年令別人口構成割合の国際比較

区 分	調 査 年 月 日	人 口 構 造 100 分 率		
		0～14 才	15～64 才	65 才以上
カ ナ ダ	1959 年 6 月	33.4	59.2	7.5
ア メ リ カ	1959 7 月	31.0	60.3	8.7
セ イ ロ ン	1955 (平均)	40.7	57.4	1.9
台 湾	1958 12 月	44.5	53.0	2.5
日 本	1959 10 月	30.2	64.2	5.6
フ イ リ ピ ン	1959 7 月	45.9	51.3	2.8
タ イ	1959 7 月	42.3	55.2	2.4
デ ン マ ー ク	1957 7 月	26.4	63.5	10.1
フ ラ ン ス	1958 (平均)	25.7	62.8	11.6
西 ド イ ツ	1957 (平均)	21.2	68.6	10.2
オ ラ ン ダ	1958 (平均)	30.1	61.2	8.7
ノ ル ウ エ ー	1957 7 月	26.1	63.5	10.4
ス ウ エ ー デ ン	1957 6 月	23.6	65.2	11.2
ス イ ス	1958 7 月	24.1	65.9	10.0
イ ン グ ラ ン ド ・ ウ エ ー ス ル	1958 6 月	22.8	65.4	11.7
ユ ー ゴ ス ラ ビ ア	1957 6 月	30.2	63.7	6.1
オ ー ス ト ラ リ ア	1958 6 月	29.9	61.7	8.4
ニ ュ ー ジ ー ラ ン ド	1958 (平均)	32.1	59.1	8.8

附表 5. 年齢別雇用者の比率

区 分	1955 年			1960 年		
	総数	男	女	総数	男	女
15～19 才	63.6	64.3	62.9	79.6	79.2	80.0
20～29	58.0	65.8	48.3	68.1	74.7	58.1
30～39	45.5	58.9	24.4	53.3	66.2	31.2
40～49	38.9	50.5	15.6	44.5	56.6	26.9
50～59	28.9	37.0	12.9	36.1	45.7	18.8
60 才以上	15.4	19.5	7.1	19.6	24.7	9.4

附表 6. 設置主体別養老施設状況

区 分	施設数	定 員	現在員	被保護者数	1 施設当り平均定員
総 数	箇所 641	人 42,556	人 41,458	人 40,847	人 84
都道府県	47	5,841	6,140	6,110	124
市町村	421	22,254	20,869	20,619	53
法 人	173	14,461	14,449	14,118	84

(日米知事会議 1963・10・21 於大阪)

老人対策についての意見

意見発表者

滋賀県知事 谷 口 久次郎

奈良県知事 奥 田 良 三

岡山県知事 三 木 行 治

目 次

1. 意見発表	滋賀県知事	谷口久次郎	1
2. 同	奈良県知事	奥田良三	6
3. 同	岡山県知事	三木行治	11

第 2 回 日 米 知 事 会 議 に お き ま し て 、 2 0 世 紀 後 半  
に お け る 世 界 共 通 の 最 も 大 き な 社 会 問 題 と な っ て お  
り ま す 老 人 対 策 に つ い て 意 見 を 述 べ る 機 会 を 得 ま し  
た こ と は 、 わ た く し の 光 栄 と す る と こ ろ で あ り ま す 。

わ が 国 に お け る 老 人 問 題 も 相 当 深 刻 な 状 況 に な っ  
て ま い り ま し た こ と は 、 た だ い ま 愛 媛 県 知 事 よ り 御  
報 告 さ れ た と お り で あ り ま す が 、 ち な み に 、 滋 賀 県  
に お け る 状 況 を 申 し 上 げ ま す と 、 本 県 の 人 口 は 、 現  
在 8 4 万 3 千 人 で あ り ま す が 、 そ の 中 6 0 才 以 上 の  
人 口 は 1 0 万 1 千 人 で す か ら 、 そ の 構 成 比 は 1 1 . 9 4  
% と な っ て お り ま す 。 こ の 比 率 は 、 全 国 第 1 位 の 高  
率 を 示 す も の で あ り ま し て 、 わ が 国 の 1 9 8 0 年 に  
お け る 推 定 構 成 比 に 達 し て い る 訳 で あ り ま す 。 こ の  
こ と は 、 わ が 国 の 一 般 的 現 象 と し て の 出 生 率 の 低 下  
や 平 均 寿 命 の 延 長 さ れ た こ と 、 お よ び 本 県 の 産 業 構  
造 が 第 1 次 産 業 が 主 体 で あ っ た た め 隣 接 す る 商 工 業  
生 産 の 大 都 市 で あ る 京 阪 神 お よ び 中 京 地 区 に 対 す る  
若 年 労 働 力 の 供 給 源 地 帯 で あ っ た こ と な ど が そ の 主  
因 を な す も の と 考 察 す る こ と が で き ま す 。 し か し な

がら、本県は、その地理的好条件から最近著しく工業化が促進され、1956年から1963年までの間に194の工場が進出してきており、今後においてもさらに工業化の方向をたどるものと考えられます。したがって、私は今後の生産人口の確保と老人対策は県勢発展のうえに最も配慮されなければならない重要な問題であろうと考えております。そこで私は、滋賀県がわが国第1位の老人人口の構成比をもつ県であるだけでなく、全国第1位の老人福祉の県とするべく考えてゆきたいのであります。幸い本年8月1日から老人福祉法が施行され老人福祉のあるべき姿、将来への方向、国、地方公共団体等の責務が明らかにされたので、これに対応して積極的な施策を講ずるべく目下策定いたしております県勢振興8年計画のなかに老人福祉に対する施策をおりこむべく、目下検討いたしている状況であります。

本日老人福祉の先進国であるアメリカ合衆国の知事各位と一堂に会しました機会に、米国における老人問題等について、二三お尋ねいたしまして、本県における老人対策に資してまいりたいと存するので

あります。

従来わが国は、家族主義の国であり、その伝統的な文化を背景として、若い世代より成る家族員と老人との間に相互扶助的な人間関係が保たれ、老人の地位と生活の保障は安定いたしておつた訳であります。戦後における家族制度の崩壊と、社会的・経済的の変動に伴い最近新旧思想の対立や扶養についての義務感が減退する風潮がみえてきております。しかしながら、私は、老人の幸福は、家族との一家団らんの中になければならないと考えるものであります。家族間における相互扶助的な人間関係が損われてゆくことを誠に遺憾に思うものであります。

英国におきましては、法律上の扶養の義務は規定されておりませんが、これは道徳上当然のものであるという考え方に基因していると承わつておりますが、米国における扶養義務についての考え方、米国民の家庭における扶養の実体について承りたいと思うのであります。

第2点は、わが国においては「老人には家庭を」という考え方から、老人福祉に理解のある人々に不

幸な老人の養護を委託し、その費用については公費負担をする、いわゆる養護委託の制度が新設されたのでありますが、私はこの制度は、人類愛と相互扶助の精神に立脚したすぐれた制度であると考えておりますが、米国においても老人の養護は「施設から自宅へ」という方向にあると承わっているのでありますが、養護者のない不幸な老人に対してどのような施策をとっておられるか承りたいのであります。

第3点は、老人の再就職の問題であります。

わが国における会社の殆んどが定年制を実施いたしておりまして、その大部分が55才の定年制であります。現在わが国は非常な求人難にあります反面高年齢層においては極めて深刻な就職難となっております。まだ働ける人々を強制的に退職させ働く権利を奪うことは社会正義の問題であると考えておりますが、米国における定年制の実施状況とその後における再就職あるいは老人の職域がどの様になっているかを承りたいのであります。

以上で質問を終わりますが、わたくしは、多年にわたる社会の貢献者としての老人の処遇を確立することこそが、県



民に安定した老後の期待をいだかせ、ひいては勤勞意欲を高め、県勢発展の原動力となるものと確信いたしておりますので、今後一層努力をいたすことを申し上げまして私の意見発表を終わります。

ここ数年来日本におきまして、老人福祉対策が、行政の重要課題となつてきている。その原因については、種々考えられるが、高齢人口の絶対的、相対的増加、私的扶養意欲の減退、社会情勢の急激な変化に対する老人の不順応性等がその主なるものであろう。殊に奈良県の場合高齢人口の県全人口に占める割合は、別表（1）にみられるとおり全国平均をうわまわるものがあり、本県としては以上の点に鑑み特に老人福祉対策を重視し、早くから種々の施策を講じているところである。

その主なるものを挙げると、昭和 33 年（1958 年）以来、敬老金の制度を設け、爾来年平均 6,800 人の 80 才以上の老人に対し年額 1,000 円の敬老金を贈呈（昭和 35 年以降は 85 才以上年平均 2,200 人）している。また日本には古来から 88 才の長寿を寿ぐ「米寿の祝」があるが、奈良県においては、昭和 26 年より全国にさきがけ、毎年平均 240 名の該当の老人に対し長寿杖を贈つて「お祝い」をしている。その他毎年最高年齢老人の内から 10 人を選びこれらの老人の家まで知事自ら訪問賀辞を述べている。これらはいずれも経済給付としての効果を期待するものではないが、

いわゆる、多年にわたり社会の進展に寄与されてこられた老人に対する敬愛の念を喚起し全県民が老人の安らかな余生を送れるよう関心を高めて参る上における効果は大きいと考える。本県においては以上述べた種々の施策と併行し、私は知事就任以来、現在或いは将来の老人の増加推移に着眼し要保護階層の収容施設である養護老人ホームの設置に特に意を用いた結果、現在本県には 8 か所、収容能力 639 名の施設があつて、この収容定数は全国平均 10,000 人に付き 4 人に対し、本県は 6.5 人の収容能力を有しているのである。調査によると、昭和 37 年度（1962）においても、居宅においてなお、約 600 名の単身高齢者がおり、それに加えて、高齢人口の増加を考えあわせるとき、この種施設の増設は、急を要する事項である。更に特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム又は有料老人ホームは、現在のところ一施設もないが、老人の住居対策として、軽費老人ホーム等、老人向きの住宅の建設の必要性についても、諸外国に比して極めて必要度の高いことは、別表（3）の表にみられる如く、子供夫婦と同居している老人の率が、日本は比較にならぬ程多く、しかも家族観、家庭観が徐々に変化しつつある点からしても、明らかである。いずれにしても、老後を明るくものにすることは、総ての人々の願いであり、国の施策として強力に老人対策を講ずることはもとより、地方自治体としても、物心両面にわたつて、老人福祉の向上に努めることは、行政担当者の責務である。

表 1  
老 齡 人 口 と そ の 推 移 { 全 国 と }  
奈 良 県 対 比

年度区分	総人口		60才以上の老人	同左人口の総 人口に対する 比率
		千人		
昭 30	全国	89,275	7,209	8.08
	奈良県	776,861	73,367	9.44
昭 35	全国	93,371	8,243	8.83
	奈良県	781,058	84,241	10.78
昭 40	全国	96,398	9,440	9.79
	奈良県	844,753	93,457	11.06
昭 45	全国	99,579	10,613	10.66
	奈良県	872,472	107,572	12.32
昭 50	全国	102,729	11,899	11.58
	奈良県	898,886	118,018	13.12

全国老齡人口は総理府統計局推計

奈良県人口は人口問題研究所基礎資料による推計

養護老人ホーム取扱定員の推移

表 2

( 養 老 施 設 )

年 度	施 設 数	収 容 定 員
26 ( 1951 )	3	124
27 ( 1952 )	4	171
28 ( 1953 )	4	191
29 ( 1954 )	4	217
30 ( 1955 )	5	367
31 ( 1956 )	6	417
32 ( 1957 )	6	453
33 ( 1958 )	6	473
34 ( 1959 )	6	473
35 ( 1960 )	7	539
36 ( 1961 )	8	619
37 ( 1962 )	8	639

家族形態別構成割合（百分率）

表 3

	日本（大都市）	ロンドン
単身または夫婦のみ	15	54
子供夫婦と同居	61	12
独身の子と同居	18	26
その他の他	6	8

ロンドンはタウンゼント「老人の家族生活」表 3

日本は高齢者調査 表 23 昭 35

県敬老金交付数

表 4

年 度	交 付 数	備 考
昭 33 年	6,759	80 才以上
昭 34 年	6,871	
昭 35 年	1,865	85 才以上
昭 36 年	2,079	
昭 37 年	2,202	
昭 38 年	2,320	

（交付実数）

岡山県知事 三木行治

本県における老人問題は、平均寿命の伸び、家族計画の普及等による人口の老齢化、社会構造の変化、産業構造の近代化、家族形態の変化更には社会全体の都市化等、全国的に見られるこれらの現象から自然発生的に生じた問題であり、その傾向としては、全国のそれからみて特異なものは認められない。その状況は、次のとおりである。

区 分			全国、岡山県別人口中に占める 60 才以上の老人の割合及び推移		
			2 5 年	3 0 年	3 5 年
全 国	人 口	人 口	83,199,637	89,275,529	93,347,200
		構 成 比	100.0	100.0	100.0
	60 才以上の者	人 口	6,414,692	7,209,000	8,329,000
		構 成 比	7.7	8.1	8.9
岡 山 県	人 口	人 口	1,661,099	1,689,800	1,687,400
		構 成 比	100.0	100.0	100.0
	60 才以上の者	人 口	160,322	171,847	200,900
		構 成 比	9.7	10.2	11.9
人口中に占める 60 才以上の者の推移		人 口	100.0	105.2	115.6
		構 成 比	100.0	105.2	122.7

本県では、県勢振興計画策定の過程において、逸早く老人問題の生起を察知し、その対策について検討を加えると共に、昨年、要保護高齢者世帯の調査を実施した。

これらの調査の結果は、老人の福祉とは画一的な施策ではなく、個々の人格を尊重して、真に各々そのところを得しむるものでなければならぬことを強調している。

又本県においては、昭和 37 年度において、或程度の資産、生活能力を有する老人に健康で明るい生活を送ってもらうため軽費老人ホームを建設したのであるが、当初相当数の入居希望者があつたにもかかわらず、いざ入居となるとその半分以上の者が辞退した。

その原因は、軽費老人ホームでは病気になつたときの保障がない。結局終生安住の地とはなり得ないという点にあつた。

現在本県では、満年齢 88 才以上の高齢者に対する年金の支給、援護物資の給与、老人クラブの育成等の援護措置をとっているが、更に先般、老人福祉法が施行せられ、老人の健康診査の実施、施設の整



備、家庭奉仕員の配置等各般の施策が行なわれるようになったことはまことに喜ばしいことであり、私共としては一日も早くこれらの諸施策が軌道に乗るよう努力する考えである。と同時に、これらの施策を推進する上において、例えば、それぞれの各種老人福祉施設が早急に整備されそれらが有機的な連繋の下に運営管理されなければならぬこと、又、従来のごういつた施設に対する一般の偏見——お上の御厄介になることは兎にも角にもよいことではない——を除去し啓蒙してごういつた施設が真に老人の福祉増進のために十二分に活用されるように仕向けること、その他現在の社会慣行からしてなじみにくい点の除去に努め、一般住民の理解と協力を得ることが如何に重要であるかは、前掲の事例に照らしても明らかかなところである。

1961年度

老人に関するホワイト・ハウス会議

(老人問題連邦協議会作成資料)

抄\_\_\_\_\_訳

昭和38年9月

1961年老人問題に関するホワイト・

ハウス会議

参 考 資 料

『このプリントは、老人問題連邦審議会が作成し、1961年の上記会議出席者に参考資料として配布したものの抄訳である。』

1. 1960年の老人数（65才以上）は1700万で、1980年には2500万に達する予定。

アメリカにおける1960年の65才以上の老人は1700万人であつた。この数は1900年の約5倍以上にあたつている。同期間中、中年年齢層（45才～64才）は1000万から3600万に増加した。1900年に65才以上および45～64才の人々は、全人口のそれぞれ4パーセントおよび14パーセントであつたが、1960年にはこれらのパーセントはそれぞれ9パーセントと20パーセントに増加した。人口図表（Population Projections）は、1980年には65才以上の人口は2450万に、45才～64才の人口はほぼ4400万に達することを示している。

2. 平均寿命は延長している。女子は男子より急速に延長。

今世紀の前半に平均寿命は著しく延長し、今世紀の4分の3期においても延長し続けるであろう。1900年～1950年間において平均寿命は、男子において17.6年女子において20.3年延長した。

このような延長は主として年少者の死亡率の減少を示すものであり、青年の延長は、比較的控え目である。しかしながら現在中年層高年層は延長しており、このことは平均寿命グラフに反映している。

3. 女子老人は男子老人を数において凌駕し、この差異は年齢と共に増加している。

出生時においては、女子 100 人に対し男子は約 105 人である。爾後各年代において男子の死亡率は、女子死亡率を越えている。かくして 1950 年の死亡率を基礎にすると、40 年代の男女の比率は同じであるが、その後女子の数は漸次増加して男子を凌駕している。

この過程について 1960 年のグラフは、45 才～54 才で女子は 5 パーセント男子の数を凌駕し、85 才以上では 46 パーセント凌駕している。今世紀における男女死亡率の差異は増大しているが、1980 年には、85 才以上の年齢層においでは、男子 100 人に対し女子はほぼ 177 人に達するであろう。

4. 次の 20 年間に老人夫婦及び寡婦は著るしく増加するであろう。

女子は、男子より長生きし、男子より若くて結婚し、再婚者は男子より少い。1960 年に 75 才の女子は 10 人中 7 人が寡婦であるが、男子は同年齢で 10 人中 4 人がやもめである。寡婦は老人問題中主要な問題の一つである。

5. 1980 年までに労働人口に対する扶養者の比率は増加

するであろう。

扶養者とは 18 才～64 才の労働年齢に対し、65 才以上の老人及び 18 才以下の青少年である。1960 年の比率は 81 である。すなわち労働年齢 100 人に対し青少年と老人が 81 人を占めていることである。この数字は、1980 年には 91 に上昇するであろう。

6. 1980 年度までに全中高年齢者中の半数は、老練者、その妻又は寡婦になるであろう。

45 才以上の人々のうち 5 人に 1 人は老練者、老練者の妻又は寡婦である。5220 万人の中高年齢者中 1150 万人は老練者、その妻又は寡婦である。

将来これらの人々は、老人中一そう大きな割合を占め、1970 年には 5 分の 2、1980 年には略半数に達する。

7. 75 才以上の老人の 3 分の 1 は結婚し、自分の家に居住している。

45 才～54 才と 75 才以上の自分の家に住み夫婦生活をしている人々の比率は、前者が 77 パーセントであるに反し、後者は 33 パーセントに減少している。戸主ではあるが家族の無い者は、45 才～54 才では 6 パーセントであるが、75 才以上は 20 パーセントに増加している。他人の家に起居している者は、前者 7 パーセントに対し後者 25 パーセントに増加している。

8. 北東部および中西部の州において老人の比率が最も高い。

1960 年においては、上記の諸地域に老人が最も多く

集まっていた。

9. 村や小地域団体に最も老人が多い。

地域が小さくなるほど 65 才以上の老人の数は増加する傾向があり、1950 年には人口 100 人～2000 人において最も老人が多かった。

10. 65 才以上の大多数の人々が若干の一定の収入を得ている。

65 才以上の人々のうち僅か 4 分の 1 が職業による収入を得ているに過ぎないが福祉事業は広範囲に生計費を支給し、就職又は福祉事業から収入のない者は 5 パーセントにすぎない。最も広範囲に行われているのは老齢遺族保険で略 3 人に 1 人が受益者である。1960 年の老人の収入は、老齢遺族保険によるもの全体の 66 パーセント、職業によるもの 24 パーセント、OASI 以外の社会事業によるもの 11 パーセント、公共援助によるもの 15 パーセント、職業又は社会事業から全く収入の無い者 5 パーセントとなっている。

11. 65 才以上で老齢遺族保険 (OASI) の支給を受ける者は漸次 OAA 年金受領者の数を凌駕している。OAA = Oldage Assistance (老齢給付金)

今日全労働者のうち 10 人に 9 人は老齢遺族保険被保険者で、65 才以上の老人の 4 人に 3 人はその恩恵を受けている。そしてその数は 1950 年に 1050 万人に達した。

12. 65 才以上の老人の 4 分の 3 は老齢遺族保険金又は OAA

の受領者である。その比率は州により異なる。

13. OAA のうえに OASI の給付を受けている者は、老人で健康を害し受益も少ないようである。

14. 65 才以後職業に従事する者は少なく、平均収入は減少する。

1958 年の 65 才以上の男子の年間を通じての常勤者の比率は、55 才～64 才に比し 40 パーセントで、パートタイム又は時折働く者は 70 パーセントである。65 才以上の年間常勤者の普通の給与は 4,560 ドルで、55 才～65 才グループの 4 分の 3 である。

15. 65 才以上の老人の 3 分の 1 の年収は 1,000 ドル以下である。

1958 年には老人の 57 パーセントが 1,000 ドル以下 80 パーセントが 2,000 ドル以下であつた。65 才以上の老人のいる 2.6 人家族の収入は、若い家族からの補助も含め 2670 ドルで中程度の収入であつた。家族のない 350 万人の老人の半数は 940 ドル以下であつた。

16. 高い老齢遺族保険の給付を受けている者は、その他の財産をも所有している。

OASI の保険金支払は、それ以前の所得に基いている。就職時多くの収入を得ていた者は、より高額を支払を受けるのみならず、彼等はしばしば個人年金を有し、自分の家を持ち、その他の貯蓄ももっている。

17. 多くの OASI 給付を受ける者は、保険金以外の現金は殆ん

ど持っていない。

OASI 保険金給付は、貯蓄やその他個人又は公共の財産により補われるものの最少限の補助として与えるものであるが、多くの給付受領者は、給付金以外殆んど、あるいは全く収入をもっていない。

18. OASI 給付を受けている者で、現金収入以外の収入の最も普通の形態は家を持っていることである。

彼等は家庭を持ち、あるいは家賃のいらない家を持ち、又は食物を自家で栽培し、家族の扶養を受けている。

19. 家庭における財産物件は OASI 給付金受領者の最も普通で手頃な財産である。

老人はしばしばある種の貯蓄をしている。一般にこれら貯蓄の多くは直ちに金に代えられない家や農園や事業に投資されている。1957年に夫婦者の平均家庭財産物件は約 5000 ドルで、家庭をもっている者の 3 人に 2 人は 8,100 ドルであつた。

20. 医療費特に病院費は、他の物価より急速に上昇する。

多くの老人は一定収入で生活しているので、物価の上昇は重大な問題である。1950 年以後医療費は 46 パーセント上昇した。消費者物価指数は 22 パーセントの上昇である。医者の治療費は 38 パーセント上り、薬はその半分だけ上つた。

21. 老人は全人口の 2 倍に及ぶ医療費を消費する。

65 才以上の老人は、1957～58 年間に国民一人当



りの医療費の 86 パーセントを費した。各年代の年間 94 ドル平均に比し、老人は 177 ドルであつた。歯科治療費だけが平均より低かつただけである。

22. 入院は老人の総合医療費を高める。

衣食費は若い人々より低い、医療費は高まる。

1957 年に OASI 保険金受領者夫妻の 10 パーセントの医療費は、800 ドルに達した。

5 組の夫婦のうち 1 組は、入院していた。老人 1 人の入院費は、入院しない者の医療費 150 ドルに比し 700 ドルであつた。

23. 健康保険は広まっているが、今なお 65 才以上の老人の約半数を保護しているにすぎない。

老人の健康保険に加入する者は、近年一般の人々より急速に増加しているが、加入者は一般の人々より少ない。

1953 年には全人口の 60 パーセント加入に対し、老人は総数の 3 分の 1 であつた。1958 年にはその比率は老人 46 パーセントに対し一般 72 パーセントであつた。

老人の加入が少ないのは、1. 収入の少いこと、2. 掛金の高いこと、3. 雇傭主の分担がないこと、4. 退職後最近まで集団保険がなふつたこと等であつた。

24. 最低所得の老齢遺族保険 (OASI) 加入者は、特に病院保険を持たない傾向にある。

多額の支払ができないような比較的 low 所得者は、最も健康保険に加入したらない。

1957年度老齡遺族保健加入者中、病院保険をもたない人の中位の所得は、病院保険を持つ者より約30パーセント低かった。5000ドル以上の収入のある3組の夫妻のうち2組加入に対し、1200ドル以下の収入のある人は5組中1組が病院保険に加入しているにすぎなかった。未婚加入者では600ドル以下の収入のある者の4人に1人が病院保険に加入していたにすぎなかったが、3000ドル以上では3人に2人が加入していた。

25. 多くの OASI 給付を受けている者の病院保険は、全医療費の1部を支払うにすぎない。

健康保険の最も通常な形は、入院費を支払うことである。従つて入院した者は入院しない者より多くの保険の支払を受ける。しかし入院した者といえど、通常その一部が支払れるにすぎない。

26. 食糧費は年と共に減少する。

一般に老人は少量の食糧ですむので、食糧費は減少する。1960年7月の物価を基礎にし、4人家族の低食費計画によると、25才の男子を養う1週間の食費は7ドル20セント、45才で6ドル70セント、65才で6ドル30セント、75才以上で6ドル10セントであつた。

27. 連邦政府は老人に対する社会保障や事業に170億ドルを支出した。

連邦政府の老人対策費は1950年の44億ドルから1960年には170億ドルに増加した。扶助科は36億

ドルから 156 億に上った。後者は OASI 支払金額、96 億ドルと退役軍人、公共扶助その他の退職および関係給付は 60 億ドルを含む。特別減税は 30 億ドルに上った。65 才以上の老人のこれらの給付と事業は 1960 年度に 1 人当り平均 900 ドルを越えた。現行法によれば、最近制度化された老人に対する医療補助を含め、1960 年 - 1965 年間に全額 30 パーセント上昇すると見積られている。

28. 1970 年までに 45 才以上の労働者数は 1940 年の約 2 倍以上になる。

アメリカの労働力は、人口より急速に成長している。現今労働者数は、7300 万人である。そのうち約 5 分の 2 は 45 才以上の人々である。1940 年には 5600 万であつて、このうち 3 分の 1 以下が 45 才以上であつた。今日から 1970 年までに 1350 万人の労働者の増加は、労働力を 8700 万人に上昇させるであろう。この増加のうち 550 万人は老人労働者で、その半分以上は女子であろう。1970 年までに老人労働者中女子の割合は今日の 33 パーセントから 37 パーセントに上昇するであろう。

29. 1960 年代の労働力補給源は 45 才以上の労働者となる。

中高年齢労働者（45 才以上）は現在男子 1900 万女子 900 万合計 2800 万である。20 年前の第 2 次大戦直前は、全労働者は、1700 万であつた。現在男子中高

年齢労働者は 3 分の 1、女子中高年齢労働者は 3 倍 1940 年より増加している。

今日より 1970 年までの間に中高年齢労働者は、550 万人増加し、数と比率の増加で、急速に成長するアメリカの労働力の第 2 番目のものとなる。この数を凌駕するものは 25 才以下の勤労者のみである。

一般に熟練工を供給する 35 才 - 44 才の労働者は、事実上その数が減少するので、有資格中高年齢労働者は、雇傭市場特に教育、技術、経験を要求する職業で、有利になる。

30、35 才以上の女子労働者の割合が 1960 年代の労働力に増加しよう。

1960 年 - 1970 年における 1350 万の労働者の増加のうち 600 万以上は女子となろう。

45 才 - 54 才が最も増加し、その労働力における比率は、今年度 48 ないし 55 パーセントに達するであろう。これらは主として主婦、高校、大学の子供又は教育を終り社会に出た子供を持つ母親たちであろう。

男女両性および年齢に関係のある雇傭政策は、わが国の成長する労働供給中最も役に立つ勤労者の利用のため検討さるべきである。

31. 1960 年 - 1970 年に 45 才以上の非常勤労働者は 28 パーセント増加しよう。

老人非常勤労働者数は、この 10 年間に 450 万から

600 万に増加しよう。これは労働力における老人勤労者の 550 万人の増加の約 4 分の 1 にあたる。この増加は主として学生や老人女子労働者が非常勤の仕事をして得るからである。

サービス業、会計、貿易等の産業は、すでに多くの非常勤労働者を使用している。もし年齢が雇用の要素でなければ、パートタイムの基準で仕事の予定を作れば、老人労働者に多くの機会が開けよう。ある老人は、常勤よりは非常勤を好んでいる。それは、彼等は退職後の収入の補助として、また余暇を楽しみ、体力の減少等によるものである。

### 32. 雇傭は生産産業よりサービス業により急速に発展し続けるであろう。

老人労働者就職の機会、彼等の能力、年齢制限がゆるめられる程度、就職の一般的傾向に依存している。

サービス産業での就職は、上昇してきたが、今後も生産産業より急速な上昇を続けるであろう。

サービス産業は、ホワイト、カラー労働者を多数雇っている。しかもこれらの産業は、あまり年齢を考慮しない。同時に生産産業のようにホワイト、カラーの仕事は体力を要しない。よって年齢制限がゆるめば、老人労働者に大きな仕事の潜在的機会がある訳である。

### 33. 専門的、事務的、外交的工作が最も急速に発展しよう。

技師、科学者、技術家、教員、うば、会計師、その他各種の事務員等専門的、事務的職業が最大の発展を遂げよう。

職人および熟練工も相当発展しよう。これらの職業では、教育技術、経験が重視される。

しかるに老人勤労者は、大体に於て、若い人達より正規の教育が少なく、経験と職業訓練とは経て来ている。仕事に対する技能および知識、職業の変化に順応して行けば、老人勤労者は、若い人々によりよく競争して行けるであろう。地域社会の訓練計画に縦つてすでに得ている技術を再び磨き関連する技術、新しい技術を習得することが出来れば、失業者も一そう容易に就職し得よう。

34. 中高年齢労働者は、今や各産業中労働力の大部分を形成している。

現今 2600 万の中高年齢労働者（45 才以上）が雇傭され、全産業の総合計雇傭の 40 パーセントを示している。

ある種の産業は、他の産業より多くの中高年齢労働者を雇っている。農業、経理、保険、不動産等が最高比率を示している。最低は建設、製造、貿易等である。二つの急速に発展している産業—貿易とサービス—は老人女子労働者の最高雇傭率を示している。

しかしこれらの比率は、雇傭物語を語っているにすぎない。例えば 900 万の老人女子労働者は、彼女らの比率が最も低い産業に雇われ、僅か 300 万が彼女らの比率の最も高い二つの産業に雇われている。

35. 大部分の中高年齢労働者は技術をもっており、彼等の勤労体験はわれわれの成長産業に要求されている。

若い勤労者は今日、中高年齢労働者より、より多くの教育を受けている。しかし、中高労働車の高い比率がよい教育と相当の技術を要する仕事に従事している。専門職に雇われているすべての人々の約 3 分の 1 は 45 才以上の人々で、またマネージャー、役員、事業主の半数以上、熟練工の 5 分の 2 は 45 才以上の人々で占められている。女子では専門職の 40 パーセントが 45 才以上の人々で主として教員、うば等である。

高度の責任と経験を要求する仕事において、熟達した労働者は、真にアメリカ経済に貢献し得るのである。

最も急速に発展している多くの職業は、より多くの教育と訓練を要求する新しい科学技術の必要を示している。正規のそして即職業の教育課程が、中年に近づきつつある勤労者のためこれらの変化に歩調を合わせて行くに必要な技術を与えることができる。

### 36. 老年失業者が新しい就職口を探すことは長期を要する。

意見調査によれば、老年者の作業は、最も軽快敏捷であると雇主に考えられている。このことは生産力の研究によって証明されているところである。

しかし老年勤労者が失業して仕事を求めている時、老年勤労者の雇傭についての一般的態度が冷たいため、彼等の資質が雇主の目に委縮して映るのである。この問題は、45 才以上の勤労者間に失業期間の長いことに反映している。しかしながらこれら勤労者の失業比率は、他の年齢層の勤

労者と著しく相違していることはない。老年勤労者の立場は、団体交渉契約の老年者条項と勤務年数による会社の保留計画および自動的退職により決定される。

37. 老年労働者はしばしば青年熟練工より生産力が高い。

老年労働者は、雇主にとって多くの利益をもたらしている。彼等は仕事に対しより著実であり、安全性と欠勤記録は良好である。しかし基本的問題は、『老年労働者は青年労働者と同様に生産するか。』ということである。

研究の結果によると 45 才から 54 才およびそれ以上年長の労働者の相当数は、35 才～44 才の年齢層の平均生産力より優れている。

上記の平均作業力の比率は、研究された産業によつて異なるが、どの産業でも老年労働者が必然的に生産力が劣るという結果を提示したものは一つもない。これらの研究が示すものは、老年労働者は個々の作業によつて判断さるべきであり、年齢がハンディキャップになるという根拠のない考えによつて判断さるべきではないということである。

38. しかしながら年齢制限は、多くの老年求職者を阻止している。

老年労働者は、生産力、著実性、責任感、信頼性において青年労働者に比して優れているにもかかわらず、雇傭の年齢制限は相当が頑固である。

この図表に示された研究で、1956 年 4 月公共職業安定所職員により 22,000 求人について年齢制限の範囲が



明らかにされた。7地区のうち求人の41パーセントは、45才以下という年齢制限があつた。最近行なわれた公共、私立両団体による同様調査でも、上記とほとんど変らぬ状況を示している。

概して年齢制限は、500人以上の使用人のいる大会社の事務系および技術を要しない職と、私設年金制度をもつ会社に一そう強力であることが判明した。

39. 労働者総数中における65才以上の人々のパーセントは1900年以来著しく減少している。

数十年来事実上65才以上の男子は、全体の労働者中であつて家族の基礎的経済支持者としての役割を果してきた。しかしながら65才以上の労働者は、今日1900年の2.5倍の数に昇つてはいるが、着実に減少している。この比率の減少は、最近10年間OASI（老齢遺族保険）の普及および私設年金制度の普及による定期的かつ高額な退職所得によつて一そう拍車がかげられた。

多くの老年層の人々には、今なお仕事に対する経済的、個人的要請を持つてはいるが、強制退職制度や年齢制限による就職困難等のため、しばしば仕事を継続し得ないのである。

40. 1975年までに男子年齢60才の退職者は1900年の3倍に達するであろう。

従来より多くの労働者が、60才に達している。60才の男子労働者の1900年～1955年の平均寿命は1.6

年の延長にすぎないが、彼等の余生を労働軍中に過す者が少なくなつて、退職して過すという変化が起つている。この傾向は強制退職や公共、私設の年金により大きな経済的安定に影響されたものである。

健康でかつ相当の生産能力をもつて後年期に入る多くの労働者に対する各種改善の見通しと共に、彼等の希望と必要性（Needs）に従い、退職に対する計画を立て又は退職をエンジョイしあるいは仕事を継続する等のため、より大きな機会が与えられている。選択の柔軟性が大きければ大きいほど、個人及び国家の利益によりよく奉仕することになるのである。

#### 41. 慢性状態は75才以上の人々の活動を30パーセント制限する。

多くの老年者は、健康をエンジョイしている。ある人は何らの慢性病も持たず身体減耗もないと報告している。他の人々は慢性状態ではあるが、それによつて重大な能力の喪失者ではない。

しかしながら、老年に進むに従い、慢性病の衝撃は一そう激しくなる。75才以上の人々のうち半数以上は、各種の度合で彼等の活動が制限されている。30パーセントは行動の制限を受け、歩行に困難を覚える。このデータには施設で収容されている働けなくなつた老人は含まれていない。

一般に社会における自分の役割を失つた者は、無能力者

である。多くの無能力は、早期診断、治療と更生により減少させることができる。

42. 六つの慢性疾患は老人の多くの疾病と健康障害の原因になつている。

関節炎、リウマチ、心臓病と高血圧は、後年期の多くの無能力を引き起している。肉体的障害特に視力減退、盲目、聴力障害は、老年になるに従い増加する。

毎年 65 才以上の 350 万の人々が事故による傷害を蒙っている。多くは家庭での転倒によるものであるが。

各種の地域社会の事業は、無能力者を減少するため、医師の尽力を補佐している。栄養学者は心臓病や高血圧に重要な関係をもっている食餌療法に協力している。糖尿病と線内障の調査計画は、早期看護を行つている。多くの地域社会は、事故防止計画を立てている。

43. 三つの病気が老人の最も共通した死亡の原因になつている。

心臓病、ガン、卒中が老人層中の最高死亡率を示している。中高年齢層の死亡の多くは、ある種の退廢的病気の減少にかんがみて防止不可能のものではない。かくして死亡率に関する各種資料は、病気の初期に防止し、その進行を遅らせる手段を講じさせる継続的な医療の研究の必要を強調している。

他方多くの老年期前の死亡は予防法と治療法によつて避け得るであろう。インフルエンザ免疫処置は、老人および慢

性患者の不幸を減少し得るであろう。しばしば初期のガンは、診断と治療のための時間を延引するため、除々に老人に進行して行くものである。

44. 老年者は若い人々よりひんぱんに医師を訪問する。老年者には多くの保健施設が必要であり、かつ老年者は多く利用する。75才以上の人々は、1年に7回以上の医師訪問を行っている。これはどんな青年層よりも高率である。もしすべての老年者が必要とするだけ多くの医療を求めこれを受けるとすれば、老年者の比率は一層高くなるであろう。

多くの老年者には、看護サービス、保健教育、栄養サービス、家庭の看護、社会事業、身体療法等医師の治療のほかに保健サービスの陣立が必要である。

医師の治療を必要とする老人患者のある者には輸送が問題になっている。ある地域社会では、このような患者の往復運搬の仕事を特志保健ワーカーがやっている。

45. 老年者は若い人々より一そう多くの時間を病院で過している。

老年者は、毎年2600万日を一般の病院で過している。すなわち、65才以上の老人1000人の入院日数は65才以下の人々1000人（妊産婦を含め）の入院日数661日に対し1778日になっている。

長期の入院は、しばしば地域社会の家庭療養計画により短縮されている。このような計画は、医者の医療を補足し

て肩護サービス、社会サービスその他関係サービスを行う病院や厚生省その他の機関が催しているものである。主婦のサービス機関は、老人および慢性病患者を家庭に滞在することを許している

46. 多くの老人は精神療養施設には入ることが可能である。

州立精神病院の最初の入院率は、老年者において著しく増加する。このような施設に入る地域社会の老人居住者の割合は、年齢と共に甚だしい増加を示している。

精神病院における多くの事例は、憂うつ的反作用を示している。老人たちは興味を起させるものも、仕事も彼等を看護する愛する人々もなく突然隔離される。このような憂うつ状態はしばしば慢性的身体虚弱やわれわれの文明社会の中において老人の特性であるストレスから誘致されるものである。精神病院にいる多くの人々は、他の収容設備が利用し得るならば病院外の治療を受け得るであろうに。ある地域社会は、老人のため家庭での看護や、精神衛生的臨床学的サービスを行っている。

47. 養老院の患者の平均年齢は 80 才で、寝たきりであり、精神も混乱している。

養老院で生活している人々の普通の年齢は 80 才である。3分の2は75才を起え、3分の2は女子である。半分以下は独りで歩くことが出来る。半分以上は両便失禁の期間があり、3分の2は周期的身体不調型である。

このような養老院の職員は、多大の注意と医療保護を要

請される。このことは養育院が与えねばならないサービスの本質的要素を決定するため一層進んだ指導方針を発展させることの重要性を強調している。

48. ヒル・バートンの州政府機関は、更に多くのベッドが必要であると述べている。

適当な医療保護を与えるためには、十分な医療看護施設と有資格保健医を必要とする。法令に基づいて州政府機関の計画によりヒル・バートンが行った調査では、追加ベッド特に慢性病病院や養育院における追加ベッドの必要性を指摘している。その数字は、州立医療施設で使用し得るベッドを考慮に入れないものである。

ある地域社会では結核療養施設を慢性病病院に変更し、また一般の病院に老人病科を設け、又は更生センターを建築して施設の必要性を満すことによつて進歩を遂げている。

49. 老人には食事の改善が一そう必要である。

60才以上の主婦の家庭は、それより若い主婦の家庭より、全国研究会が推せんする八つの基礎的栄養物に適合する食事をとつている家庭が少ない。老人主婦の家庭の相当数は、肉、鳥肉、魚、ミルク、ミルク製品、野菜、果物等の主要食品の消費量が少ない。

老人家庭のうち貧困な食事をしている家庭は、低い経済状態、食物の好み、教育の不足等に関係があつた。比較的高所得の家庭では、年齢による相違はあまりはつきりしていなかつた。

50. 45才以上の不具者の職業更生は漸次その数を増している。

一般に就職のハンディキャップとなつている必身障害の中高年齢層の人々は、州職業更生機関のサービスによつて、毎年着実に就職者数を増している。これらの機関は、労働能力を恢復し、労働者を適当な仕事に落付かせるため必要なサービスを与えている。

1945年には8300人の中高年齢不具者を有利な就職に更正させ、1960年には28,300人を更生した。

職業更生は、不具者およびその家族の社会的、経済的状态を改善した。このことはまた、生産力を増強し、公衆への依存を少なくして、地域社会に利益をもたらしている。

51. 中高年齢心身障害者は、あらゆる仕事についている。

更生事業により心身障害の中高年齢者は、あらゆる職業分野の仕事に従事し、障害のない労働者として信頼されて働いている。

これらの人々は、アメリカのあらゆる生産分野に活動している。多くの人々は、教員、保母、社会福祉事業、牧師、実験所技師および助手等専門技術者の著しく不足している職業に就職又は再就職している。他の人々は事務員、帳簿係、セールスマン、コック、メイド、スチュワード、給事、農夫等として働いている。要するに国のあらゆる職業にわたつて活動している。

52. 高齢者の3分の2は自分たちの家庭に生活している。

大部分の高齢者－1950年に70パーセント－は、自分たちの家庭に生活している。その他の人々は何処か他人の家、一般には親戚で生活している。僅か6パーセントが老人の家、看護の家その他の施設で生活している。

より多くのより改善された施設の設備が利用できるとしても、独立した生活が高齢者に対する法則であることに変わりはない。これら高齢者は、出来るだけ家庭的な生活様式を強く希望している。

高齢者に適合した住宅提供という方向に注意が向けられるとともに、先づ第一に考慮すべきことはできるだけ長期に独立した生活を維持させることが高齢者にとって重要であるということである。

### 53. 高齢者の住居は若い人々の住居より劣っている。

高齢者が独立した生計を営む傾向の一つは、彼等の住居の劣等さの結果である。感情や情性や経済的必要性が、しばしば高齢者を不適當な住居に長く生活させている。

1950年に若い家庭を持つ人々（4パーセント）の約2倍の高齢者の住居（7パーセント）が粗末な状態であった。借家人中高齢者家族の11パーセント、若い家族の9パーセントが、標準以下の住居に生活していた。

高齢者のうちには、彼等の生活設備を、彼等の変化した肉体的経済的環境に調和させている者もいる。そうすることが出来ない者は、彼等が肉体的にも経済的にも扱ってゆけないような粗悪な所有物に執著して、苦勞して得た、資



産の不必要な浪費に悩まされていた。

54. 高齢者は一個処に定住する傾向がある。

老人が親しいものに執着することは、長年同一住宅に居住する傾向があることにも現れている。1956年に、老人のほぼ3分の2は、12年以上彼等の家に居住していた。多くの若い家族は、6年以下同一場所に住んでいた。

年を取るに従い人々は、一層定着し移転の繁雑を避ける傾向がある。しかしながら将来は大多数の老人が、よりよい健康と、より多くの収入と改善された住宅を持つようになることが期待される。

老人が現在居住するところに永く留まることは、必ずしも彼等にとって最も有利なのではない。引退前の教育は、漸次、人々の生活環境を、年を取るに従い変移するコード（要求）に適應させることが有利であることを個人にも家族にも注目させるようになった。

55. 老人はしばしば若い家族より大きな家に住んでいる。

老人が比較的移動しない他の理由は、彼等の多くが比較的大きな住宅に住んでいるためである。親しい環境を去り難く思うところから、若い頃子供たち全部を収容するため必要であつた家に多くの老人たちは生活し続けるのである。子供たちが家を去つた後、両親たちはしばしば同じ家に生活し続ける。このため彼等の20パーセントは、7室あるいはそれ以上の室のある家に住んでいる。若い人たちでこのような家に生活しているのは12パーセントに過ぎない。

その結果老人家族の収入または体力以上の広い家のためしばしば unnecessary 消費をすることになる。

#### 56. 老人の家族数は少ない

老人の家庭の4分の3以上は、僅か1人か2人の家族から成っている。これに対し若い人々の家庭では、殆んど反対で、ほぼ4分の3の家庭が、3人もしくはそれ以上の家族をもっている。老人の家庭では5人又は6人の家族はまれである。若い家庭では4家庭に1家庭がこのような家族をもっている。

老人の間に小家族が集まることは変えようもないことなので、一そうこれら小家族のための住宅の供給ということが注目されている。

#### 57. 老人の家庭に人が込み合うことは少ない。

大きな家に小さな家族であるから、老人の家にすし詰りということはあり得ない。彼等の住居の80パーセント以上は、一室あたり4分の3人であり、一方僅か2パーセントは、一室あたり1.5人で真に満員の状態である。若い人の家族の間では、その割合は56パーセントと6パーセントになっている。

しかしながら老人の家庭に大勢の人がいないことは、必ずしも有利ではない。体力の衰えと収入の減少は、しばしば、楽しみよりは、余分の身体的経済的負担となる。

老人は、家族が少なくなるにつれ、住宅のスペースを切詰めることに虚心となつてその重要性を理解する必要がある。

58. 老人が所有する家は安いバラックに集中されている。

老人が所有する家は、若い人々が所有する家より安物である。老人が所有する家のほぼ3分の2は、7500ドル以下であり、その5分の1は3000ドル以下である。若い人が所有する家は、7500ドル級以上の堅固な建築である。約半数が7500ドル級以下で、僅か8分の1が3000ドル以下である。

老人の家が安物であるというのは、多くは古い家で、ある家は、適当に維持されていなかっただからである。加うるに近隣の家が低下がその価額を傷けるからである。

59. 家の価格の収入に対する割合は、老人の家所有者において一そう高い。

老人の家の価額が漸次低下する一方、彼等の収入は一そう急速に、そして劇的に低下する。その結果彼等の家の価額は、若い家族におけるよりは、収入に対して高い比率になっている。家を所有する老人の半分以上は、彼等の家の価額が1956年度の彼等の収入の3倍もしくはそれ以上になっている。これは若い家族の収入の23パーセントの比率の2倍以上になっている。他方中高年所有者の僅か8パーセント、若い家族では15パーセントが、彼等の年収以下の価額の家をもつていたにすぎなかつた。

住居に対する衡平の原則は重要な原則である。比較的高額の家は、老人にとって、売却するか維持するか、いかにして適切に維持してゆくかを決定することが特に重要であ

る。

60. 収入に対する家賃の比率は老人ほど高い。借家人中、一般に老人は、若い借家人より安い家賃を払っている。しかしながらこの相違は、直接収入の相違と均合がとれているというのではない。殆んど老人借家人の半数は、家賃のために収入の30パーセント以上を支出している。若い家族のうち40パーセントは、家賃に収入の15パーセント以下を支出し、住宅のため30パーセント支出しているのは、僅か17パーセントに過ぎない。

多くの老人が住宅のため収入の高い割合を費していることは、十分の金が本来の食物や十分の医療のため使われていないことを意味するかも知れない。このことは中、低所得者階層の老人のため、もつと適当な、望ましい住宅の必要性を示しているものである。

61. 後年期の事象は個人の不断の調整を要求する。青年の生活は、職業に対する経歴を積み、家庭を形成し、社会に地位を確立することから始められる。その後25年から30年を経ると、これらに対する責任のあるものは完了され、肉体的、精神的に変化が現れて、新しい一連の人生の事象が活動し始める。

おのおのの事象は、個人に対して機会と問題とを提起し、個人個人が在荷調べを行い、そして意識的調整を行うことを要請する。

このような段階を経て到達する結果は、個人が思うままに使用し得る時間が大いに増加するということである。

この時間をいかに使用するかは、彼の健康、収入、教養、宗教、教育および人生における経験によつて影響される。

62. 成人としての責任を早く完了するとそれだけ多く自由な時間が残される。

個人が職業経歴の高原に達し、子供も成長し、遂に退職すると、自由時間が急速に増加する。

産業以前の社会においては、多くの成人は、比較的短かい彼等の生命が続く限り生計のために従事して来た。今日中高年齢者は、彼が仕事に費したより以上の自由な時間をもっている。

彼が後年期に達し、仕事から引退する 65 才に達する一般の人々には、自分の自由に使える 30,000 時間の贈物を受ける。

新しい生活様式を発展させ、収入と健康と社会関係の安定のため組織的に計画を立て、彼等の目的と決勝点とを検討する中高年齢層の人々の数が漸次に増加している。

63. 老年期は新しい地平線への挑戦を提供する。

中年期は完成期への転期として知られるようになる。多くの人々は、自己表現においてまた広はんな活動分野の一つもしくははより多くを達成したという観念において、成長への新しい機会を見出す。他の人々は、けん怠と無為のみを見出し、不快と完成以前の老齡への衰退に身を委ねる。彼等は仕事にかかった時から調整を行なわなかつたのである。

完成期への変移は、引退前の計画と後年期を迎え方の指導とによつて容易なものにされる。

近代社会は、意義ある活動を行い、他人に対しまた社会に対し奉仕をするうえに、種々の機会を提供している。これらのうちに、独立、威厳、心身の健在等の維持のため主要な要素が存するように思われる。

64. 300万の老年者が正式の教育計画に登録されている。

45才から64才までの200万を超える人々および65才以上の100万人中の4分の3は、組織的教育計画に登録されている。

最大のグループは、職業技術を練磨し、あるいは新しい職業技術を学んでいる。その他の数千の人々は、自由時間を、隠れている好機心の満足、自己表現の新しい方法の発展、更に役に立つ市民としての役割を果たすための準備等に使用している。他の数千の人々は、教会や、会社、工場、政府等の人事部、友好機関やサービス機関、クラブ又は特志機関の教育計画を通じて彼等の視野の拡大を図っている。

生涯を通じての教育こそは、満足すべき円熟と自己達成への鍵であることを立証するであろう。

65. 社会への挑戦は意義ある円熟のための機運を醸成することである。

社会への挑戦は、(老後社会に如何に生きて行くかということは)老後の生活に対する予想を決定し、長年市民としての経験を利用し、彼等の関心と能力に応じ認識と機会

を用意することである。

老後に好ましい傾向を与え、個人の努力を補うため計画された施設や計画やサービスは、次によつて与えられている。

地方の特志市民、宗教、サービス機関、

公共保健、教育、福祉機関、

50州の老人に関する協議会、

300を越える国立機関と地方支部、

10の連邦機関

どの地域社会も完全なサービスと施設をもっているものはない。今後一その発展と活動の調整とが要求されている。

1963年10月

日米知事会議議題

「日米教育制度の比較」に対する裏付資料

アメリカの教育：歴史と組織

(訳)

米国州知事会作成



## 目 次

	頁
(歴史的概要)	
植 民 地 時 代 ……	1
独立から 1860 年までの発展 ……	5
1860 年から現代まで ……	10
(内容と組織)	
アメリカ学校教育の諸要素 ……	15
初 等 教 育 ……	16
中等教育と職業教育 ……	18
高 等 教 育 ……	24
地 方 組 織 ……	25
州 組 織 ……	27
連 邦 の 組 織 ……	32
私 学 の 役 割 ……	34

1963年10月

日米知事会議

「日米教育制度の比較」に対する裏付資料

アメリカの教育：歴史と組織

歴史的概要

植民地時代

教育に対する権限は、初期の発展に責任をもっていた会社と事業主および、現在のアメリカの東海岸に沿う植民地の知事および議会に対し、英国皇帝から委任されていた。それ故出発の当初からアメリカにおける教育の管理は、形式的には公共団体の手に委ねられていた。

しかしながら公務員と宗教関係者及びその生活は、全く同一視されていたので、17世紀におけるアメリカの教育の主要な役割を演じたのは教会であった、と言い得るのである。

しばしば貧困者の子弟や孤児たちは、若干の基礎教育を慈善事業として受けたが、少数の子供が月謝を払って受けた教育（education on fee basis）が、普通の

形式であつた。理論と実際において、ヨーロッパの教育に比較し得べき二重制度が明らかに看取された。宗教的訓練と読み書き算数の基礎を課する初等教育が中流階級の子弟に試みられた。ラテン語と古典の初歩を教えるグラマ・スクールは、職業的訓練のため、あるいは指導者の地位を得るため、上流およびそれ以上の成功した階層の子弟のため設けられた。

政府の（教育への）参加は、一般に、学校やカレッジを建設するための許可を与えることと、通常土地という形式でしばしば補助金を与えることに制限されていた。当局による監督は、実際にはしばしば行われず、効力を発する場合は一そう稀であつた。

北部海岸に沿うニューイングランドの植民地は、他の地域を率いて、教育に権力を行使した。それはその地域の宗教思想と、その地域の住民が比較的町の形態をなして集中していたためであつたと一般に言われている。

いずれにせよわが国公立学校制度の発展は、ニューイングランドに発祥したのである。

ニューイングランドの町のうちには、すでに 1630

年代に、自分たちの権限で学校の創立を認めたものもあつた。1642年にマサチューセッツに制定された法律は、子弟の教育は両親の責任であるとした。

1647年に、同じくマサチューセッツの法律は、特に注目に値する活動として次のことを命令した。すなわち(1)戸数50戸を有するすべての町は、=町が賛成するならば公金により=国語教師1名を雇うこと。(2)戸数100戸の町は、大学入学準備のためラテン語文法の教師1名雇うこと、というのであつた。この地域の他の植民地は、後年17世紀以後、近代公立学校制度について同様の法的根拠に基づく採択を行つた。

18世紀には、いくつかの注目に値する発展がもたらされた。都会の人々が多数中央から離れた辺鄙な地域に移るにつれ、彼等は、古い都市中心地域の大きな商業的階級的学区から独立して、地方の委員会により、小さな村落の学区を設立し、税金により援助を得て、これを管理する権利を獲得した。かくして大衆が管理の責任を負う地方の学区の原形が確立した。

また、急速に発達した宗教上異つた意見を抱く人々(religious dissent)は、漸次、植民地政府を動かし

て、教会のグループと個人に、自分たち自身の初等、中等、高等教育を施す学校を設立し、維持する権利を委譲させるようにした。多くの委譲された権利は、少数者の宗教上の優先権を充足することに向けられたけれども、小数の新しい学校は、上流社会のためのラテン語文法の教育から、繁栄する都市の興隆する商人および沿海地方の中産階級の利益に、一層適合する広範囲にわたる学課を教育する方向に、中等教育が変りつつあることを示した。

かくして 19 世紀を通じて中等教育を支配した私立学校が、漸次多数設立され、時代の教育的要求に応じ、一部古典カリキュラムにとって代った。

植民地時代の終り頃までに、英国式にならつて九つの学位を授与する大学が設立され、牧師になるための訓練と、ギリシヤ、ラテンの古典、修辞学、哲学、数学等の教育が行われた。多かれ少なかれ公の管理を受けたこれらの私立学校は、わが国近代の大学、特に私立大学の原型をなすものであつた。一つの例外を残して全部が、宗教団体により設立された。

## 独立から 1860 年までの発展

1787 年に制定されたアメリカの憲法は、文書に明細に記述され、または細則に固有の権力だけしか中央政府に付与しなかった。教育問題に触れていないことは、憲法が教育に関する権力を保留しておいたのである。

いかなる植民地も、また、どの州も、長い間授業料免除の自由学校の制度 (system of free school) はもたなかったが、初期のある州の憲法や法令は、明らかにこのような制度の発展を考慮していた。例えばインディアナ州が、1816 年に採択した憲法の関係条項には、次のように書かれている。

『教育の一般的制度は、町 (地域) の学校から、授業料無料で、一般の人々に平等に開放されている州立大学へ、規則的に遂次学校を卒業して (regular graduation) 進学することである。』

独立後の 75 年間は、不断の定住 (settlement) と移民および多くの経済的、政治的、社会的変化および思潮の交錯 (cross currents) によつて特性づけられ

ていた。この時代に被統治者の同意、宗教的自由、共通の価値と市民権、能力に基づく報酬という原則に基礎を置く国に適合する教育政策がつくられ、財源と変動する意見の許す範囲内で適用された。

1860年までに、貧困者にのみ適当な施設としてのフリー・スクール（授業料免除で、誰でも入学出来る自由学校）に対する貧者と富者共通の嫌悪は、大方とり除かれた。同様に、学校のために全地域社会の一般的課税の必要＝個人の贈り物（gifts）、補助金、授業料支払い、そして時には税金による補助という従来の混合した方法に代り＝が、一般に認められた。もつとも教育への広範囲の接近は、今後の問題であったか。

代表的な州における発展の過程は、次の如きものであった。議会は、学校のため地方税徴集の権能を地方に与える。その後州の援助は、実際彼等に課税した地域のため投票で決定された。そして最終的には学校のための地方課税は、州法律のもとに強制的のものになった。

地方学区が事実上独立していることから生ずる公立

学校間の大きな差異を減少し、必要最少限の標準を維持するため、有効的な一般的教育制度を確立して、州がより大きな権力と統制力を持つことが一般に要請された。地方の地区独立という上げ潮は、1820年代には退潮しはじめ、州の活動は除々に勢を増した。1860年までに、この年は授業料免除の公立小学校（free public elementary school）が確実に受諾された年としてマークするのにしばしば用いられる年であるが、各州は、学校長をもち、小数の州は、教育を推進し、最少限度の標準を高めるために、州教育委員会をもつた。地方的基準で市民の小委員会は、今日行われているように、税金を調達し、校舎を補充し、教員を雇入れ、彼等の学校の運営を監督した。

州が教育上の権力を大きく行使しようとするこの傾向は、授業料免除の公立学校の承認の方向へ反映し貢献した。同時にこのことは、共通の態度、共通の価値および共通の国語の発展をも助長した。移住者及びその他土着住民の母国語を愛好すること、移住者と土着住民の宗教上の好みの相違とは、1850年に至るまで、授業料免除の公立学校の発展のため重大な障害で



あつた。

公立学校から宗派的教育の除去および、宗派の支配下にある私立学校に対する公共資金の拒絶とは、次第に上記の障害を克服するうえに大きな助けとなつた。

一方、読み書き、訓育（discipline）道徳的価値（moral values）というような伝統的、初歩的基礎教育の古い標準学課（old standard objects）は、国語、習字、数学、地理、文法、歴史また時には簿記その他の学課すら加えて一層広範囲の指導に拡大された。市民となるための準備、職業および進歩のための教育は、一そう意識的に追及された。

初等学校の発展とより広範囲の課程への発展に伴い、初等教育程度の教師を訓練するための師範学校の発展がうながされた。この目的のための最初の私立学校は、1839年にマサチューセッツ州に建設された。1860年までに8つの州に12のこの種学校が設立され、これらの学校の州政府教育局（state education agency）による管理と運営が、原則として確立された。初等教育のための教育は、初等教育を終つた者が受けることが出来、教育期間は、1年もしくは2年であつた。

中等教育は、18世紀の終りまでに、さきに記述したように全く私立学校の手の中にあつた。主としてこれらの学校は、一つもしくはその他の宗派に与えられた州憲章によつて設立され、その学校の委員会により経営され、教会、贈り物（gifts）、補助金、授業料等により支持された。時には州やその他の公共団体は、補助金を与えてこれらの私立学校への入学者の拡大を図つた。さらにしばしば『高等』学校は、地方学区によつて設立され、公立小学校の延長として自由な公共的基盤（free public basis）に従い運営された。このような最初の高等学校は、1821年にボストンに設立された。その後緩やかな発展を遂げ、1860年までには数百のこのような高等学校が設立され、一般に12年制になつていた。

極く初期の公立高等学校は、主としてカレッジに進まない者のため計画された。時には私立中等学校（academy）のように、大学準備に力を入れることが高等学校で流行したこともあつた。知識の発達と実用的教育に対する一般の要求とともに、特に1860年以后、高等学校の教科課程を、近代外国語、理科、技術、

商業の各課目に変えることが一そう唱道された。

私立大学を州の目的に叶うように変えようとする努力は、ダートマス事件（Dartmouth case）における1819年の連邦最高裁判所の判決により中止された。

（注）「1816年ニューハンプシア州議会が、私立ダートマス・カレッジを改組して州立大学にするための法律を制定したが、ダートマス・カレッジ理事会はこれに対し提訴し、合衆国裁判所は、州議会の議決を憲法違反であると判決した。要するに私立大学は、彼等の同意なしには州立に変え得なかつたのである。」その後大学（college）の数は、1860年までに急速に200にまで増加し、主に民間の宗派の管理下にあつた。しかしながらその年、古い6州と新しい14州とか、相当の反対を受けたのち、州立カレッジとユニバーシティを設立した。

#### 1860年から現代まで

南北戦争後、初等学校の数において、年間授業回数において、一般の学童が在学する学年数において、まことに急速な伸張をみた。1914年までに大多数の

児童は、第 8 学年を終了した。最初の義務教育法は、1852 年にマサチューセッツ州に制定された。1918 年までには、すべての州が何らかの義務教育法をもっていた。

師範学校にも同様な成長をもたらし、2 年制か一般の制度となった。次第に入学基準も高められ、遂に高等学校教育が要求されるに至った。今世紀の初期に公立師範学校は、漸次、初等、中等両者の教育のため、4 年制教育大学に変えられた。

1860 年と 1880 年の間に、公立高等学校は約 500 校が設立され、2 倍以上になった。1890 年までに 14 才から 17 才までのアメリカの少年少女の 10 パーセントは、公立又は私立の中等学校 (Secondary school) に入学した。1930 年までに児童の半数は高等学校に入学するようになり、現在この年令の 10 人中 9 人は、公立または私立め中等学校に在学している。そして約その 3 分の 2 は、12 年制の学校を卒業している。50 年前のグラマ・スクール (Grammar school) を卒業したとほぼ同数の生徒が高等学校を卒業している。

19世紀中葉の高等教育は、公立、私立を問わず、ヨーロッパの高等教育の影響を反映していた。暇があり、また、政府の指導者となろうとする者又は知的職業（profession）に就こうとする者には、古典や職業訓練が授けられた。その他上記以下の専門的職業のための高等教育の要請には、大体において応じられなかった。

学課が殆んど絶対的に古典学課に限られていたことに、漸次高まってきた抗議と、農業、工業、商業に従事する者のため大学程度の学校設立に対する要求とは、1862年に議会を通過したモリル法において頂点に達した。この法律は、各州に少くも一個の公立大学を建設し、ここで農業および機械に関する技術の教育を受けることが出来、同時に従来からある学課の教育も受け得ることを意図したものであった。

この法律は、公共用地 30,000 エーカーからの収入又は同額の金を大学のため各州に提供した。これに対し各州は、校舎を建築し、維持費を拠出することを要請された。議会は、この最初の控え目な努力に対し、1887年に土地無償払下げの大学（land grant

college) の農業試験場に補助金を与え、1890年に教育(instruction)のための援助を与えて補足した。さらに当時の発展した農業技術を成人も身につけることが出来るように、土地交付の学校と協力して、大学の付属施設に対し補助金を与えた。

モリル法は各議会に、既設の学校を指定し、あるいは土地交付大学として新規の学校を建設する権限とを与えた。その後69年以上この指定は守られてきた。この指定が為された際、13の学校は既存の公立学校で、それに加えられた29校は、以前からあつた私立大学又はカレッジで、その他のものはこの法律によつて建設された新しい州立大学であつた。

現在68の土地交付大学があり、これはアメリカの高等教育施設の3.5パーセント弱にあたり、中等教育終了後4年もしくはそれ以上の教育を与えている。しかしながらこれらは全体の大学の約5分の1の学生を収容し、全米の4年制大学卒業生の約5分の1の卒業生をもち、修士の称号を与えられた者は全体の約4分の1、博士の称号を与えられた者は約40パーセントに及んでいる。

おわかりのことと思うが、高等教育の真に劇的な発展が現在の状況である。1900には、当時わが国児童の約10パーセントが中等教育終了者で、そのうちの4分の3が大学に進学した。(後に示すように)その後中等教育の急速な発展は、漸次増大する高等学校生徒に最終教育を施す各種の学課に力を入れることを強調した。

大学生は、従来毎年増加していたが、1939年には、高等学校卒業生で大学に進む者の比率は約15パーセントに減少した。1950年代の始めには、この比率は25パーセントに上昇し、1950年代の終わりには、35パーセントに上った。別の言い方をすれば、大学学令期の青年の数は1939年－1960年間に10パーセント弱の増加しかしなかつたが、学士号を授与する学校の在学者数は約3倍に増加したのである。

公立私立を問わず学士号を授与する学校の在学人数は、1959年に350万を数え、1961年には390万に増加し、爾後増加を続けている。1959年の総数のうち、約150万は大学に在学し、約100万はリベラル・アーツ大学に、約35万は教育大学に、

10 万以上は学士号を授与する工芸大学に、40 万以上は短期大学（junior college）に、残余の 10 万は、技能、神学、芸術その他の大学に在学している。

わが国の大学学令人口の急激な増加と、高等教育を希望する高等学校卒業生の着実な、しかし緩慢な増加とは、1970 年には大学在學生を 1957 年の 2 倍にすると期待されている。この増加の多くは、急速に発展しつつある公立短期大学および公立カレッジおよび大学に入学すると期待される。

現在学士号授与大学の在學生の 40 パーセントは、私立大学に在学している。しかしこの比率は減少すると期待されている。事実上私立大学在學生のすべては、大学の重要な部分を占めているリベラル・アーツ・カレッジに占められており、その他各種の大学に分れている。

## アメリカの教育 内容と組織

### アメリカ学校教育の諸要素

伝統的ひな型は 6 才（少数の者は、3 才から 5 才の年齢の間若干の保育又は幼稚園教育を受けているか）



で始まり、8年間の初等教育ののち、4年間の高等学校が続く。以上の外6年間の初等学校のほかに、中等高等が一つになった6年制高等学校か、それぞれ中等3年高等3年に分れた学校もある。すべての学校は12年で教育を終了する。

卒業生は、2年制大学（junior college）か、工業大学又は4年制カレッジに入学することが出来る。2年制大学は、4年制大学又は職業大学（professionnal institution）で完了する正規課程の最初の2年の課程の教育を行う。工業大学は主に私立で専門的学士号（professionnal degree）に達しない技術教育を施す。ある種の職業学校は、4年間の大学教育を終了しない者にも入学を許可するが、高等かつ専門程度の正規専門職のためには、4年間のカレッジの教養学部又は、大学の学部（undergraduate school）を終了しなければならない。

## 初 等 教 育

初等教育の一般的目的は、児童の全面的発展であり、その終着点は個人的社会的性格のものである。課程の

有効性は、生徒の知識、技能のみならず健康、幸福、および人間は社会的生き物なるが故に、他との相互作用により判断される。

それぞれの州政府は、地方区に対し、広範囲のカリキュラムを指示しているが、特殊な事柄は、教師、監督者、指導主事、校長、父兄その他により、相互の着実な定期の通信連絡を行うことにより進められている。それにも拘らず初等学校のカリキュラムは、かなりの近似性をもっている。

大部分の課程は、読み方、書き方、算術、社会、理科、保健、音楽、芸術及び体育を規定している。これらの課程は、学科の相互関連性を強調して大きなグループに編成して教育することが出来る。あるいは、他の学科とは無関係に、組織的なやり方で個々に教えることも出来る。

学年基準によつて進級させることは普通の形式であるが、このような政策は、子供たちを年令別グループにつなぎとめておく傾向がある。個人個人の変化に応じて組を編成する試みは、かなり一般的であり、それ故どの学年でも生徒の学力のレベルには、相当の差異

がある。補助的課程および各種のサービスとしては、主として学校保健活動——主として予防的性質のもの——連邦政府の援助の学校給食、特別な問題のための教師の訪問計画、PTA活動、放課後又は夏期休暇のため教育とレクリエーション両者の学校課外活動等である。

新しい分野における開発には、教育技術としてテレビジョンの実験的使用、近代外国語の教育、生徒を收容するため個々の生徒の必要と問題と手段を見分けることの改善、および創造的才能の発達に都合のよいように課程を作る努力等がある。

#### 中等教育と職業教育

中等教育の目的は、全国民の必要と欲求および漸次複雑さを増す社会の性格とを反映している。現今大多数の州は、16才まで、そして僅かの州は18才まで、学校出席を義務としている。両親たちは一般に、教育がなければ、成功の機会は次第に制限されていることを知っている。そして民主的伝統はすべての人々は能力に応じて教育の機会を持つべきであるとの考えを鼓

舞している。従つて、今世紀の始めの頃の学校と異り、多くの地方の代表的な高等学校は、家庭の状況、経済の水準、資格を希望するか否か等にかかわりなく、地域社会の子供ら全体のために、大学への準備、職業教育、事業教育等を最も普通の課程として、各種の課程を授けている。ある学校の課程範囲の広はんさの度合は、その学校の大きさと関係しているので、大部分の学生は今日 300 名以上の生徒をもつ学校に通学している。1960 年までは、高等学校は 200 名以下の生徒しか有していなかつた。

典型的に高等学校は、英語、社会、数学、理科、保健、体育の勉強を要求する。英語は普通生徒の学課の 4 分の 1 を占め、社会（社会問題、政治、アメリカ及び世界の歴史を包含する）は、次に大きな学課の構成要素である。また、初歩の理科と数学は、第 1 学年又は第 2 学年の必修課目である。

生徒は、大学準備に応じて数学、理科、外国語のうちに科外コースを選ぶことが出来るけれども、カリキュラムは、産業、職業、事業等のコース、家庭科、音楽、芸術、その他のうちから広範囲の選択を許してい

る。また選択による、各種の特別カリキュラム活動＝  
＝競技、特別興味を抱くクラブ活動、出版、美術等＝  
＝は、高等学校課程の重要部分と考えられている。

州の法律は、生徒が履修するコースを規定することが出来る。一般にはカリキュラムの設定に相当の自由が地方区に許されている。実際には、州管理の度合に関係なく、一州内あるいはいくつかの州間の高等学校のカリキュラムは、似通っている。教師の専門的協会、地域の認定された協会、大学入学必須条件、および地方の選択等は、高等学校の課程に関係をもっている。

アメリカの中等教育と他の国々の中等教育との差異のうちに、科目内容と教育法を発展させることにアメリカの教員の自由の度合ということがある。多くの州教育庁は、詳細な学習コースを示すのではなく、指導案内だけを用意し、利用し得る材料、必要、興味、生徒の背景等に応じ、何を如何に教えるかは教師の選択に委ねられている。

個々の生徒の差異に適応させるため、ある高等学校の管理者は能力に応じて生徒をグループ別にした。すなわちアチーブメント・レコードに応じて一定のコー

スに生徒を同一クラスに指定した。その他大組織の学校では、「多様進路」方式を採用した。(multiple track system) すなわち優等生、大学準備、一般12年終了者、啓発＝補習 (developmental-remedial program) 等の各グループ別にすることである。

ある学校は、個別教育に対する責任は教師に委せて、能力に応じて生徒を分けないことをむしろ好んでいる。漸次才能のある生徒は、注目の的となつてきている。

中等教育の傾向としては、外国語、数学、理科に一そう力を入れること、他国民および文化を一そうよく理解すること、各学年で学んだ学課の内容を整然と整理すること、基礎的技能の欠陥矯正に一そう努力すること等に大いに力を注ぐことである。生徒の必要と学力の確認を改善するためのカイダンスとカウンセリングと考査＝特に才能のある者と劣等者の＝および一そう効果的かつ経済的教育法の探求と適用とは明白な傾向である。

職業教育は、全日制高等学校生徒に対するもの、又は夜間就職している者又は失業者を問わず、校外の青年又は成人に対するもののいずれも、主として地方の

学務委員会主催により行なわれている。

活動に原動力を与える国会は、州への職業教育補助金として、1917年に始められた各種の法令に基づく資金を充当している。このような資金は、主として職業指導教師、教師指導者、管理者、校長、理事者等の俸給や旅費に使用されてきた。法律は、職業教育の目的のために費された連邦政府の1ドルに対し、同一目的のため州と地方の資金から少くも1ドルを支出されねばならないことを要求している。實際上、職業教育の目的のため、州と地方が支出する金額は、この最低基準を遥かに上廻っている。

連邦政府の補助金は、職業教育計画の推進、発展、監督に責任をもっている州委員会に交付される。ほとんど400万人がこのようなコースに在学しているが、その約半数は、正規の中等学校生徒で、残余の大多数は、パート・タイム夜間授業に出席する校外の青年および成人である。恐らく正規中等学校生徒の5人に1人は、何らかの職業訓練を受けている。

約10,000の高等学校は、農業コースを設けている。わが国高等学校の90パーセントは、家庭科＝家

庭および家族生活に備え＝を設けている。分配（dis-tributive）と販売（marketing）の教育は、商店における実習と共に、第 11、第 12 学年に包含されている。上級課程＝一般に技術学校の第 13、14 学年級および 2 年制カレッジ＝は、また、商店での実習を含めている。

商工業教育には、準備課程と延長課程とがあり、前者は直ちに就職するためのものであり、後者は、生品および商品に関係ある熟練技術、半熟練技術、商業又は専門職等多種多様な職業の向上を目的とするものである。この課程には、また、付添い看護婦、病院および実験所助手、警察官、消防士の訓練およびサービス業等の非産業職が含まれている。これらの大部分は、高等学校＝しばしばわが国大都市の大きな職業又は技術高等学校＝で授けられている。主として学課は第 11、第 12 学年で授けられ、少くも授業日数の半分又は 4 分の 3 が職業訓練に当てられている。1958 年に商業および工業教育を受けた 100 万人の生徒のうち 70 パーセント以上は有利に就職し、彼等の能力の練磨を求めていた。多くの人々は、雇傭先で正規の初心者課



程のため、必要な技能補習の授業を受ける。

しばしば学区は、遠隔の地域における就職の機会を与えるため、中等学校、2年制カレッジ、高校卒業後又は技術的職業教育のため、単独の「地区職業学校」の発展に協力している。また、若干の州が所有し運営している「地区職業学校」がある。1958年の連邦政府立法は、高度に熟達した技術者の数を増し、すでに熟練している労働者の資質を高めるため、地区学校の発展のため補助金を与えた。しかしながらこのようにして訓練された人々の数は、遙るかに需要を満し得ないのである。

## 高等教育

アメリカには、高等および同程度以上の教育を授ける学校が約2,000あり、その3分の1は公立で他は私立である。在学生の約60パーセントは、公立学校で、多くは月謝制度であるが、私立学校より安い。ある公立学校では、月謝は名目上だけのものや、無月謝のものもある。

「カレッジ」と「大学」という言葉は、アメリカ

では必ずしも固定した意味を持つものではないが、リベラル・アーツ・カレッジ（教養課程大学）（私立大学が大多数を占める）は、学士号に通ずる4年制課程を授ける。教養課程は一般に、英語、古代、近代各国語、歴史、哲学、数学、自然科学、社会科学である。私立公立を問わず、短期大学及び大学は、同様の教養課程を授ける。加うるに大学は、修士号および博士号に通ずる上級研究を行う多くの職業学校（すなわち法律、工学、医学）から成っている。

#### アメリカ学校教育の組織

##### 地方組織

公立学校（第12学年としばしば第14学年又は2年制カレッジを通じ）に関し、教育は州の機能と運営と管理によつて行われるが、ハワイを除くすべての州では州できめられた広い範囲内で、地方の住民に委されてきた。地方学区（州の政治的一区分）は、管理機関として地方の委員から成る地方学務委員会をもち、委任された学校の維持と管理の責任を遂行するため設けられてきたものである。学務委員会委員は、

主に一般投票により選ばれる。委員の一小部分は、一般に学校専任として地方政府に職務を持っている選挙された職員により任命される。委員は無報酬で奉仕し、あるいは名目上の報酬を得て奉仕する。その任期は一般に4年ないし6年である。

最も小さい地区を除き、学務委員会は、学校長を選任し、州政府の教育庁の規定および規則に従い学校の政策を設定する。学校長と協力して学務委員会は、学校予算を立て、多くの場合、徴集する地方の教育税額を決定し、教師その他の使用人を雇い入れ、校舎を維持し支給品を支給し、また、学校から適当な歩行距離以上遠方に居住する生徒には、一般に輸送機関の提供を行っている。

州の4分の3は、地方区と州教育庁との間に、中間的行政単位をもっている。これらの州の大部分では、州政府の正規の一区分である郡が、この中間的機能を果している。主に郡の学校長は、地方区と一緒に働いている。一般にそのような地方区は、小さすぎて校長が雇えないのである。しかし郡校長の職能と郡専門職員の職能は、地方区にサービスを提供するこ

とである。このような中間的単位は一般に、学校の管理又は運営は行わない。

過去 30 年間に、地方学区の数は、著しく減少した。1932 年まで 127,000 の地方学区があつたが、現在は 37,000 以下で、そのうち 7,000 は現在学校を経営していない。学校と地区の整理統合のための他の手段として、上記期間中、一教室しかもたない学校の数は、140,000 から 20,000 以下に減少された。

## 州 組 織

それぞれの州は、その法律によつて、教育に関する独立した広範囲の権限をもっている。多くの州は、一般に全州から選出された州教育委員会を設立し、すべての教育委員会は、一人の教育長をもっている。長はしばしば任命され、あるいは全州から選挙される。また、その他の州教育機関がある。例えば職業教育委員会の如きもので、これは多くの場合正規の州教育委員会である。その他には高等教育機関を運営し、盲人やつんぼのための特殊学校を建設し、教師の免許、試験

等の特別機能を果している機関がある。これらの委員会は、行政官として勤務する関係州機関の長と協力して、州の教育政策を策定する。

州の教育各部署は、権力行使の機能とは全く離れて、計画立案、調査、調整、諮問、助言、広報のような指導者的機能を実施すると期待されている。教育に関する州の権力から発する取締りの機能は、初等及び中等学校の管理、運営に責任を負う地方制度によつて、最小限度の行使を保証するように計画されている。最小限度の基準が、法令又は規則により定められている。学校、カレッジの管理、運営および教育計画を含む管理の機能は、一般に、地方機関による行政が不適当な場合に限られている。

教育のため全州にわたる課税の原則は、今世絶に至つて始めて一般に承認されたものであるが、各州をして、全地域に最小限の教育の機会を保証させたものである。州税資源から様々に引き出された歳入は、州が決定した種々の計画および公式に応じ、地方学区に交付される。ある場合には、州の資金は、事実上特定の地方区のすべての財政を賄うのである。

現在、地方学校教育のためのわが国支出の約 40 パーセントは、これは 1940 年以來 10 パーセントの増加であるが、州歳入により支えられている。しかしながら州歳入によるこのような教育費のパーセンテージは、州により 80 パーセントから 40 パーセントの差異がある。さらに、ある州では資金は、生徒数、教室数、教員数、諸計画や事業の数により、一率補助金支給基準で地区に割当てており、また他の州では、地方区の富、教育に支出し得る能力の測定により、均等化の原則に従い、資金が割当てられている。

公立学校の教師と行政官の免許は、全く州機関が統制している。多くの州は、公認の私立学校、特に中等学校の教師に、同様の条件を適用している。4 年制大学の学士号あるいはそれと向程度が多くの州における初任教師の普通の基準であるが、いくつかの州では、中等学校教師に対し 5 年制大学と同程度を要求しているところもある。26 州では初等学校の校長に少くも修士号を要求しており、35 の州では中等学校の校長に修士号を要求している。州機関はまた職業教育の教師の標準を定めている。もつともその標準は州により

かなり変動がある。職業経歴と大学の学士号の両者をもっている者は一そう好まれるが、それ以下の資格を持っている者は、初心者向けに受入れられる。＝余暇は完全な有資格者となるため努力するという了解のもとに＝

カレッジおよび大学はすべて、公立も私立も州の憲章＝少数の場合連邦政府の憲章＝により与えられた権威の下に運営されている。アメリカでは、多くの他の国々と異なり、学校の管理は、教授、学生又は政府各省の手中にあるのではない。私立、公立校のいかんを問わず、一般の型は、公務として自由に努力と時間を傾注する委員から成る委員会に、この権威が存在している。委員会の委員は、普通、政府当局により、しばしば州立大学の場合は知事により、4年から12年の期間、選任される。私立学校の委員会委員は、前委員会、その学校の卒業生又は、その学校を維持している宗教団体によつて選ばれる。

州が管理するすべての、あるいは大多数の大学を管理するため、単一の高等教育のための州委員会を設立しようとする傾向が、この10年間、顕著になつてき

た。現今、殆んど州の 3 分の 1 は、このような総括的  
高等教育機関をもっている。

関係学校の管理、政策、人事の最終権限は、これら  
の委員会がもっている。共通の実務に関しては、特に  
カリキュラム、教授、研究、学士号の推薦等に関して  
は、その実際の処理を教授や行政官に委任している。委  
員会は、大きな威信と影響力をもつ地位にあり、委員  
会と教授の間にあつて、全体の政策を指導し指揮す  
る学校長を選任する。

現今、高等教育のための公立学校の運営資金の 4 分  
の 3 は、州、地方および連邦の政府によつて支給され  
ている。補助的資金は、月謝から、そしてその他は贈  
物、拠出金、寄付および学校の各種組織活動からは入  
るのである。私立学校は、運営費の約 40 パーセント  
を月謝その他から、20 パーセントを州、連邦および  
地方庁が受けており、残余の大部分は寄付になつてい  
る。

高等教育の質的標準を保障する問題は、地域的又は  
専門的根拠によつて、任意の学校協会によつて決定さ  
れてきた。この学校協会は学校の資格と教課に証明を



与えるものである。このような協会の証明がないと学士号の称号の認定に影響し、従って将来の学生募集にも影響する。特に強調したいことは、政府の部局も、州または連邦も大学の教課課程には権限を有しないということである。

### 連 邦 の 組 織

アメリカは、他の多くの国々と異り、カリキュラムとその他の教育問題に権限を有する中央の主管部門を持たない。アメリカは常に教育の発展に関心を抱いて来たが、アメリカ教育局＝現在保健、教育、福祉省の一単位である＝は、統計と事実の収集および学校制度の改善に役立つような学校の組織および学校制度に関する情報を提供するため、1867年に設置された。

その機能は、主として教育に関する調査および特別な教育目的のため、国会により設直された補助金計画の管理である。この補助金により、公立初等及び中等教育の全経費の約4パーセントを賄うと見積られている。

教育局の管理義務のうちには、ランド・グラント。カレッジ（農科、工科などの設置を条件に連邦政府の

援助を受ける資格のある大学) に対する援助計画、州政府との協力により行われる連邦職業教育計画、その地区における連邦政府の諸活動のために入学者の増加した学区への援助、学校における理科、数学、外国語教育強化のための計画、大学と州教育機関との契約による、協同研究計画等がある。

その他の連邦の機関は、教育制度への特別の援助計画をもっている。例えば農業の課外サービス及び学校給食計画は、農務省により行われ、職業更生計画は、保健、教育、福祉省の一部局が取扱っている。そして内務省は、インディアン部落指定保留地の子弟の教育に責任をもっている。

連邦の資金は、高等教育費の本質的部分を支えていることはさきに指摘した。ランド・グランド・カレッジ援助は、今は極く僅かの援助を与えているだけである。大学における研究、施設および研究とそれに関連する目的のための建物の建築の本質的部分は、請負の手配および各種の特別補助金計画により援助されている。スカラシップとフェローシップ奨学金を含むこれらの、及びその他の高等教育のための特別の援助

は、連邦議会による多年の討議と活動の題目である。同様に、一般の初等及び中等教育のための本質的な連邦補助金に対し、目下議会で懸案となつている法案がある。これらが現在国内で最も盛んに討議が行われている問題である。

### 私 学 の 役 割

私立学校は、常にわが国教育制度の重要部分をなし、すべての段階におけるアメリカの教育の完成に大いに貢献してきたものである。私立学校は、19世紀の大半を通じて中等教育を支配し、高等教育においては、20世紀には入つても、これを支配してきた。現今わが国の最も優れた大学の多くは私立大学である。

1900年に、小学校と中学校が結合された私立学校の在學生は、全体の8パーセントであつた。この比率は除々に増加し、現在私立学校の在學生は、全体の約14パーセントである。私立学校における中学校生徒と小学校生徒の割合は、州により非常に変動があり、2.6パーセントから27.1パーセントに及んでいる。

(1958年)。最大のものゝは宗門の学校で、主にローマシ・キヤソリックである。私立学校の僅少のもの

第 2 回 日 米 知 事 会 議 日 程

第 1 日 昭 和 38 年 10 月 15 日 ( 火 曜 日 )

1. 開 会 式 ( 東 京 ・ 平 河 町 ・ 都 道 府 県 会 館 6 階 中 会 議 室 )

時 間	所 要 時 間	摘 要
8. 55		日 本 側 知 事 来 賓 入 場 完 了
9. 00		米 国 代 表 及 び 貴 賓 入 場 完 了
9. 00	4 分	日 米 両 国 国 歌 演 奏 ( 東 京 消 防 庁 音 楽 隊 )
9. 04	1 分	仮 議 長 開 会 宣 言
9. 05	12 分	出 席 代 表 紹 介 ( 日 米 両 事 務 局 長 )
9. 17	5 分	日 本 側 知 事 会 会 長 あ い さ つ
9. 22	5 分	米 国 側 団 長 あ い さ つ
9. 27	5 分	内 閣 総 理 大 臣 祝 辞
9. 32	4 分	駐 日 米 国 大 使 祝 辞
9. 36	1 分	仮 議 長 閉 会 の こ と ば
9. 37		終 了
9. 38 ~ 9. 53	15 分	総 理 会 見 ( 6 階 休 憩 室 に て 米 知 事 の み ) ( 内 山 神 奈 川 県 知 事 及 び 宮 内 事 務 局 長 付 添 ) 米 知 事 夫 人 は 3 階 控 室 に て 休 憩 の 上 、 10 時 市 内 見 学 に 出 発 日 本 側 知 事 は こ の 間 に 会 議 場 に 移 動 会 見 終 了 後 米 国 側 知 事 は 会 議 場 に 移 動 ( 宮 内 事 務 局 長 案 内 )

2. 第1会議（東京・平河町・都道府県会館6階大会議室）

時間	所要時間	摘要
10. 00	3分	仮議長開会宣言（滋賀県知事）
10. 03	3分	議長選任
10. 06	5分	議長就任あいさつ
10. 11	5分	経過報告（愛知県知事）
10. 16	3分	議題採択  A 日米教育制度の比較  B 青少年問題と老人対策
10. 20	1. 35	議題に対する報告  議題「日米教育制度の比較」
		米国側代表報告  日本側代表報告（山形県知事）
		意見発表  日本側（長野、富山、大分各県知事）  米国側
11. 55		議長閉会のことば  終了

第 2 日 10 月 21 日 ( 月 曜 日 )

第 2 会 議 ( 大 阪 市 東 区 内 本 町 コ ク サ イ ホ テ ル 7 階 新 大 宴 会 場 )

時 間	所 要 時 間	摘 要
9 : 00	3 分	開 会 宣 言
9 : 03	5 分	地 元 知 事 あ い さ つ ( 大 阪 府 知 事 )
9 : 08	3 分	議 長 選 任
		議 題 に 対 す る 報 告
		議 題 「 青 少 年 問 題 と 老 人 対 策 」
9 : 10		日 本 側 代 表 報 告
		兵 庫 県 知 事 ( 青 少 年 問 題 )
		愛 媛 県 知 事 ( 老 人 対 策 )
		米 国 側 代 表 報 告
		意 見 発 表
		米 国 側
		日 本 側
	2. 40	石 川 、 三 重 、 福 井 各 県 知 事 ( 青 少 年 問 題 )
		滋 賀 、 奈 良 、 岡 山 各 県 知 事 ( 老 人 対 策 )
		共 同 声 明
		提 案 理 由 の 説 明

12:00	意見発表 採択 閉会式 米国側代表あいさつ 日本側知事会会長あいさつ 議長閉会のことば 終了
-------	--

別紙 2

第 2 回日米知事会議における会長代理、仮議長、議長、議題報告者、意見発表者

(38. 8. 8 全国知事会議において決定)

(1) 開会式 (10 月 15 日午前 9 時より約 1 時間)

仮議長 (司会)                      滋 賀

会長代理 (歓迎挨拶)              神奈川

(2) 第一会議 (東京、10 月 15 日午前 10 時より約 2 時間)

議 長                                  神奈川

経過報告                              愛 知

議題報告者 (議題、日米教育制度の比較)    1 人

山 形

意見発表者 3 人                      長野、富山、大分

(3) 第二会議 (大阪、10 月 21 日午前 9 時より約 2 時間)

議 長                                  大 阪

議題報告者 (議題、青少年問題と老人対策) 2 人

青少年問題                          兵 庫

老人対策                              愛 媛

意見発表者 6 人



青少年問題 岐阜、三重、福井

老人対策 滋賀、奈良、岡山

共同声明に対する意見発表者 1人 和歌山

(4) 閉会式 (10月21日午前11時半より)

会長代理 (閉会挨拶) 神奈川又は愛知

(5) 日本側会議出席者

第一会議 都道府県知事全員

第二会議 知事会役員、近畿ブロックおよびその近隣

県の知事を主とするも多数知事の参加を希

望

来訪米国州知事一行に対する日本側随行者名簿

(389. 19 現在)

1. 全国知事会事務局長 宮 内 弥  
Mr. Wataru Miyauchi, Executive Secretary,  
National Governors' Association
2. 全国知事会渉外部長 村 上 良 太 郎  
Mr. Ryotaro Murakami, chief, Foreign Affairs Division,  
National Governors' Association
3. 全国知事会渉外部参事 小 川 政 吉  
Mr. Masakichi Ogawa, Adviser, Foreign Affairs Division,  
National Governors' Association
4. 全国知事会総務部参事 仁 科 久 夫  
Mr. Hisao Nishina, Adviser, General Affairs Division,  
National Governors' Association
5. 全国知事会渉外部主事 柳 田 躬 嗣  
Mr. Mitsugi Yanagita, Clerk, Foreign Affairs Division,  
National Governors' Association
6. 日本交通公社外人旅行 大 石 邦 夫  
中央営業所欧亜課  
Mr. Kunio Oishi, Staff Member, Eurasia Section,  
Tourist Traffic Division,  
Japan Travel Bureau
7. 日本交通公社専属ガイド 岡 野 忠 雄  
Mr. Tadao Okano, Guide, Japan Travel Bureau

別紙 2

来訪米国州知事一行名簿

(38. 9. 19 現在)

団長	カンサス州知事	〔米国知事〕 〔会 会 長〕	ジョン・アンダーソン・Jr	46才
	同夫人			共和党
	Governor & Mrs. John Anderson, Jr., Kansas			
団長	ワシントン州知事	〔前米国知事〕 〔事 会 会 長〕	アルバート・D・ロゼリーニ	53才
	同夫人	エセル		民主党
	Governor & Mrs. Albert D. Rosellini, Washington			
	アリゾナ州知事		ポール・ファニン	56才
	同夫人	エルマ		共和党
	Governor & Mrs. Paul Fannin, Arizona			
	デラウェア州知事		エルバート・N・カーベル	53才
	Governor Elbert N. Carvel, Delaware			民主党
	フロリダ州知事		ファリス・ブライアント	49才
	同夫人	ジュリア		民主党
	Governor & Mrs. Farris Bryant, Florida			
	アイダホ州知事		ロバート・E・スマイリー	48才
	同夫人	ルシール		共和党
	Governor & Mrs. Robert E. Smylie, Idaho			
	ミズーリ州知事		ジョン・M・ドールトン	62才
	同夫人	ジェラルデイン		民主党
	Governor & Mrs. John M. Dalton, Missouri			

テネシー州知事 同夫人 ルシール	フランク・G・クレメント	43才 民主党
Governor & Mrs. Frank G. Clement, Tennessee		
ユタ州知事 同夫人 オーラ	ジョージ・D・クライド	65才 共和党
Governor & Mrs. George D. Clyde, Utah		
ウイスコン州知事 同夫人	ジョン・W・レイノルズ	42才 民主党
Governor & Mrs. John W. Reynolds, Wisconsin		
米国知事会事務局長 同夫人 メリー	ブレバード・クリフフィールド	47才
Mr. & Mrs. Brevard Carihfield, Secretary of the Governors' Conferenc		
合衆国連邦第七巡回 控訴裁判所判事	ルーサー・スウィガート	58才
Judge Luther M. Swygert, Judge to the United State Court of Appeals for the Seventh Circuit		
駐日米国大使館展示部長	ハーツエル・L・デイク	
Mr. Hartzell L. Dake, Exhibits Officer, U.S. Information Service, American Embassy, Tokyo		

計 23 名（駐日米国大使館デイク氏を含む。）

BIOGRAPHICAL SKETCHES OF THE U.S. GOVERNORS  
WHO WILL VISIT JAPAN IN OCTOBER, 1963

(As of September 26, 1963)

# KANSAS

写真あり

Inaugurated July 1961

Re-elected 1962

Term expires July 1965

写真あり

J = R

**J**onx ANDERSON, JR. born in . May 8, 1917  
.A.B. in Economics University of Kansas. 1943-44, 1944. Married: two children, one daughter. A former farmer. Public offices include: Law Clerk. United States Attorney of Appeals. Tenth Circuit 1944-46: member. Kansas Senate. 1952-56: Legislature 1952-56: Interstate Corporation Commission. 1956-60: State Attorney General. 1956-60: Attorney General of Kansas since January. 1961. Member of Kansas Bar Association. American Bar Association. Member. Conference Executive Committee. 1962-63: Chairman. Committee on Juvenile Delinquency. 1963. Member Republican.

# WASHINGTON

写真あり

ALBERT D. ROSE

写真あり

= J = 1957

R = ted November 1960

T = will expi = J = 1965

**A**LBERT D. ROSE = . born in ta = na. Washington, in 1910. Gradua = University of Washigton, S = aule. Wash- ington. Married: five children. Lawyer. Publie offices in- elude : Deputy su = prosecu = , 1935-41 : member. Washing- ton. State S = nate. 1935-56; Dem = floor leader. 1941-56; serv = as pr = dent pro = temp = of Senate and special assis = - am for State Au = General; Governor of Washington since Ja = ary, 1957. Member of Kiwanis, Ell = , Eagles. Moose. Knight = of Columbu = . Tau Kappa Epsilon. Vice Chairman. Western Governors Conference. 1958-59. Chair- man. 1959-60. Member. G = ernors Conference Executive Commit = ee. 1957-58; Chairman, Committee on Residence Requirem = for Publi = Assist = ce. 1958-59; Chairman, Govern = Con = ence. 1962- = 3. Catho = . Democrat.

# ARIZONA

写真あり

Inaugurated January 1961

Re-elected November 1960, 1962

Term will expire January 1965

写真あり

PAUL FANNIX

**P**AUL FANNIX. born in Ashland. Kentucky. January 29, 1907. Attended University of Arizona; B.A., Stanford University, 1930. Married; three sons, one daughter. In wholesale and retail general merchandise business. 1930-57. Governor of Arizona since January, 1959. Member of Phoenix Executives Club. Phoenix Chamber of Commerce, Thunderbirds. Elks, Rotary, active in Y.M.C.A., Red Cross and other civic drives. Vice Chairman. Western Governors' Conference Executive Committee. 1960-63; Chairman, Committee on Roads and Highway Safety. 1963. Methodist. Republican.



# DELAWARE

写真あり

ELBFRT = E =

写真あり

=

Term will ex = 1965

**E** = BERT XOSTRAXD CARV, born at Sh = her Island Height. New York. February 9, 1910. Engineering co = se. Ba = Polyt = chni = in = 1924-28; L.,L.,B., University of = ahi- more. 1931: accounting course. Johns H = kins University- 1931. Married: one = on three daughters. General manager and director of Valliant Fertilizer Company. 1936-45: pres = - dem since 1945; chairman of the board. Milio = Fer = lizer company; director. People Bank and Trust Company: di- rector. = tional Plant Food In = tute. Public offices include: Pre = dent of the Delaware Board of Pardons. 1945-49; Chairman of the Democrati = State Committee of Dela- ware. 1916-17. 1955-56; Delegate to the Democratic Xa- tional C = tion. 1948, 1952, 1956, 1960; Liem = ant = of De = ware. 1945-49; = nor of Delaware. = 1949-53. and since Jannary. 1961. Member of = Grange. De = ware Consistory. Tall C = - = . Shrine. Member. Governor = Conference Executive Committee. 1962-63. Episcopalian. Democrat.

# FLORIDA

写真あり

Inaugurated January 1961

Term will expire January 1965

写真あり

FARRIS BRYAXT

**F**ARRIS BRYAXT. born in Ocala. Florida. July 26, 1914. B.S. in Business Administration. University of Florida. 1935; LL.B., Harvard Law School. 1938, Married; three daughters. Attorney. Served in United States Navy. 1942-45, Public offices include; Member, Florida House of Representatives. 1942-56; Speaker of House. 1953; Chairman. Florida Delegation to Democratic National Convention. 1952; Governor of Florida since January, 1961. National Distinguished Service Award. U.S. Junior Chamber of Commerce. 1948. Vice Chairman. Governors' Conference Committee on Civil Defense and Post-Attack Recovery. 1961-63; Chairman. Inter-Party Study Committee on Cold War Education. 1962-63. Methodist. Democrat.

# IDAHO

写真あり

In = J = 1955

R = No = ber, 19 = 8, 1962

Term will exp = Ja = ry, 1967

写真あり

ROBERT E. SMYLIE

**R**OBERT E. SMYLIE. born in Mar = . lo = a. October 31. 1914. A.B., College of Idaho, Caldwell. 1938; J.D., George Washington University. Washington. D = ., 1942. Married; two sons. A = ney at law since 1941. Served in the United States Coast = uard Reserve. 1942-55; on active d = . 1942-46. Public offices include; Assistant Attorney General of Idaho. 1947; Attorney General. 1947-55; Governor of Idaho since January, 1955. Member of American Legion. Veterans of Foreign Wars. Masons, Elks, Order of the Co = , Phi Alpha Deha. Chairman. Western Governors' Conference, 1958-59. Member. Governors' Conference Executive Committee. 1956-57; 1959-60; 1963; Chairman. Committee on Federal-S = Relations. 1959-63; = Advisory Commission on Intergovernmental Relations, 1959 to present, Methodist. Republican.

# MISSOURI

写真あり

JONX M. DALTOX

写真あり

= January, 1961

Term will expire January, 1965

**J**ONX MOXTGOMERY DALTOX. born in walker. Missouri, November 9. 1900. LL.B., University of Missouri. 1923. Married; one son, one daughter. A = rney. cotton and soybean farm operator. Pubnlic offices include; Member of Board of Education. Kenneu. Missouri; member, Governor's Com-mi = ee on Interstate Cooperation; State Auornev General. 1952-60; Governor of Missouri since January, 1961. Fellow, American College of Trial Lawyers; memeber of Internation-al Association of Ins = rance Co = e = . Missouri Bar Associa-tion, American Bar Association. Missouri Democratic Com-mittee. Scottish Rite. Masons. Shrine. Phi Delta Phi. Phi Gamma Delta; Board of Trustees. Westminster College. Fulton; Stephens College. = lumbia; Presbyterian Home for Children. Farmington; School of the Ozarks. Point Lookout; Governor, Lions Club; Past President. Board of Visitors. Universiry of Missouri; Past Presicent, National Association of Attorneys General; awarded Louis E. Wyman Award by the National Association of Attorneys General. 1959. Member. Governors' Conference Executive Com-mittee, 1962-63. Presbyterian. Democrat.

# TENNESSEE

写真あり

FRANK G. CLEMENT

写真あり

=

=

= 1959

= 1963

Term will expire January. 1967

**F**RANK GOAD CLEMENT. born in Dickson. Tennessee. June 2, 1920. Attended Cumberland University. 1937-39; LL.B., Vanderbilt University. 1942, Married; three sons Practising attorney; F.B.I. agent, 1942. Served in United States Army, 1943-46. 1951-52. Public office include; Chief Counsel for State Railroad and Public Utilities Commission; Governor of Tennessee. 1953-59. and since January. 1963, Member of American Legion. Young Democratic Club. Masons. Shrine. Sigma. Alpha Epsilon Phi Delta Phi. Chairman of the Southern Governors' Conference. 1955-56. Member, Governors' Conference Executive Committee. 1955-56, Methodist. Democrat.

# UTAH

写真あり

=

写真あり

=

G = D = C = born in Spring = July 21,  
1808, = ah State University 1921; University of

**G**alifornia 192 = . Married; three = two daugh = . Agri-  
= and = engineer. P = of Engineering and Re-  
search Public offi = include; Dean of Engineering Director  
of Engineering Experi = Station. and Director of National  
Defense and War Training Progam = State Ag = -  
= College; Ch = Division of Water Conservation and = rri-  
gatio = . and Chief Engineer. So = = vation. Service. United  
State Department of Agricul = . Governor of = since  
January, 1957. Member of Xational Reclamation. Association;  
Kiwani = ; Sigma. = i; Former President of Inter = Sec-  
tion and Chairman of Ex = Com = of = gation Divi-  
sion. American So = of = Engineers. Member. Gover-  
= Conference. Executive Co = 1958-59. 1962-63;  
Vice Chairman. Advisory Committee = Executive Commit-  
tee on Xatianl = ta = .1961-63; Chairman. Western Gov-  
er = s' Conference. 1960-61. Latter Day Saint. Republican.

# WISCONSIN

写真あり

JONX W. R =

写真あり

=

**J**O = X W. REYX = LDS. born in Green Bay. Wis = sin.  
April 4, 1921. Ph. B., University of Wi = sin. 1942;  
LL.B., 1949. Married; one son, two daughters. Attorney.  
Served in United States Army, 1942-46. Public offices  
include: District Director. Office of Price Stabilization.  
1951-52; United States Commissioner. Eastern Judi =  
Distriet of Wisconsin. 1955-58; A = ney General of Wis-  
consin. 1958-60. 1960-62; Governor of Wisconsin since  
january, 1963. Catholi = . Dem = rat.

未 詠 米 国 知 事 及 び 関 係 州 の 概 要

州名 (位置)	知事名	知事就任年月	知事の党派	知事生年月日	知事の学歴	知事の前職	知事の家 庭	知事の宗 教	州の首都及び 主要 都市	州の面積 (千平方キロ)	州の人口 (千人) 1960年	州政府の60年度 一般入及 一般出 (百万ドル)	住民ノ人当り 個人所得 (1960年)	州の主な産物 産業 名所
カンサス州 (中 部)	ジョン・アンダーソン J. Anderson, Jr.	1961年1月 就任 1962年11月 再選 (1965年1月まで)	共和党	1917年 (大正6年) 2月8日 カンサス州に生る (46才)	カンサス大学卒 (経済学専攻)	農業、州下院議員 州法務長官 (現 全国知事会々長)	妻 2男/女	メソジスト 派	首都 トペカ (人口11万9千) ウィチタ (人口25万5千)	213千平方キロ (14位)	2,179千人 (28位)	歳入 337 歳出 313	2,068ドル (24位)	冬小麦 (全米の5分の1) 牧畜 屠殺場 (米国第2) 航空機 アイゼンハワー生地
ワシントン州 (北西端太平洋岸)	アルバート・D. ロゼリーニ A.D. Rosellini.	1957年1月就任 1960年11月再選 (1965年1月まで)	民主党	1910年 (明治43年) ワシントン州に生る (53才)	ワシントン大学卒	弁護士 ワシントン州上院議員 (前全国知事会々長)	妻 (Ethel) 5男	カトリック	首都 オリンピア (人口1万8千) シアトル (人口55万7千)	177千平方キロ (20位)	2,853千人 (23位)	歳入 604 歳出 647	2,317ドル (12位)	小麦、大麦、リンゴ ペニキ板、紙、バルブ さけ、大ひらめ、かに まぐろ、セメント、石炭 精油、水力発電、港湾
アリゾナ州 (南 西 部)	ホール・ファニン P. Fa=	1959年1月就任 1960年11月再選 1962年11月三選 (1965年1月まで)	共和党	1907年 (明治40年) 1月29日 クンタッキー州に生る (56才)	スタンフォード 大学卒	商品販売業 (現西部知事会々長)	妻 (Elma) 3男/女	メソジスト 派	首都 フィニックス (人口43万9千)	295千平方キロ (6位)	1,302千人 (35位)	歳入 211 歳出 205 (61年度)	2,011ドル (28位)	銅 (全米一) 金、銀 鉛、亜鉛 むらさきうまご 柑橘類、グランドキャニオン 国立公園 フーバーダム (世界ニ)
アーカンソー州 (中 部)	オーバル・E フォーブス O.E. Faubus	1955年1月就任 以後 1962年11月五選 (1965年1月まで)	民主党	1910年 (明治43年) 1月7日 アーカンソー州に生る (53才)	州立職業学校 卒	学校教師 米陸軍勤務 州道路部長	妻 (Alta) 1男	バプテスト	首都 リトルロック (人口10万8千)	138千平方キロ (27位)	1,786千人 (31位)	歳入 263 歳出 250	1,341ドル (49位)	綿花、大豆、オーク材 石油、天然ガス、石炭 ボーキサイト (全米の96%) ダイヤモンド、温泉
デラウェア州 (東部大西洋岸)	エルバート・N・カーベル E・N Carvel	1949年1月就任 (1953年1月まで) 1961年1月再任 (1965年1月まで)	民主党	1910年 (明治43年) 2月9日 ニューヨーク州に生る (53才)	ボルモチア工業専門 学校卒 ボルモチア大学卒 ジョン・ホブキンズ 大学修学	ハリアント肥料会社 社長 その他数社重役兼務 デラウェア州副知事	妻 1男3女	監督教会 派	首都 ドーバー (人口7千)	5千平方キロ (49位)	446千人 (46位)	歳入 103 歳出 113	3,013ドル (1位)	にしん、かき、はまぐり、 えび、大豆、果物、小麦 若鶏 (プロイラー) 世界的化学工業センター
フロリダ州 (南東部の半島)	ファリス・ブライアント F. Bryant	1961年1月就任 (1965年1月まで)	民主党	1914年 (大正3年) 7月26日 フロリダ州に生る (49才)	フロリダ大学卒 ハーバード大学法学 部卒	弁護士 米海軍勤務 フロリダ州下院議長	妻 (Julia) 3女	メソジスト 派	首都 タラハシー (人口4万8千) マイアミ (人口29万2千)	152千平方キロ (22位)	4,952千人 (10位)	歳入 830 歳出 808	1,988ドル (26位)	マイアミビーチ (観光地) ケープカナベラル (ミサイル実験場) かんきつ類、野菜、果物 牛、肥料、木材、さばえび かに
アイダホ州 (北西部)	ロバート・E スマイリー R.E Smylie	1955年1月就任 1958年11月再選 1962年11月三選 (1967年1月まで)	共和党	1914年 (大正3年) 10月31日 アイオワ州に生る (48才)	アイダホ大学卒 ジョージ・ワシント ン大学で法学博士	弁護士 米海岸警備隊 アイダホ州法務長官	妻 (Lucille) 2男	メソジスト 派	首都 ボイシ・シティ (人口3万4千)	216千平方キロ (13位)	667千人 (42位)	歳入 118 歳出 112	1,796ドル (37位)	鉛、銀、金、銅 アンチモニー、肥料、 木材、牛羊、羊毛、 小麦、大麦、りんご 松もみ
ミズーリ州 (北中部)	ジョン・M. ドールトン J.M. Dalton	1961年1月就任 (1965年1月まで)	民主党	1900年 (明治33年) 11月9日 ミズーリ州に生る (62才)	ミズーリ大学卒 (法学士)	弁護士 花大豆農業経営 州法務長官 全国法務長官協議会会 長	妻 (Ger=) 1男1女	長老教会 派	首都 ジェファーソン・シティ (人口2万8千) セントルイス (人口75万) カンサス・シティ (人口47万6千)	180千平方キロ (19位)	4,320千人 (13位)	歳入 514 歳出 530 (61年度)	2,199ドル (18位)	綿花、とうもろこし 牛、豚、鉛、セメント ビール、化学製品、印刷 出版、毛皮、食肉、自動 車、鉄=、衣料品、 製粉
テネシー州 (南東部)	フランク・G クレメント F.G. Clement	1953年1月就任 1954年11月再選 (1959年1月まで) 1963年1月就任 (1967年1月まで)	民主党	1920年 (大正9年) 6月2日 テネシー州に生る (43才)	カンバーランド大学 修学 バンダービルト大学 卒 (法学士)	弁 護 士 米陸軍勤務 南部知事会々長 (55年~56年)	妻 (Luci=e) 3男	メソジスト 派	首都 ナッシュビル (人口17万1千) メンアイス (人口49万8千)	109千平方キロ (34位)	3,567千人 (17位)	歳入 476 歳出 460	1,545ドル (43位)	綿花、木材 (オーク松) 石炭、セメント、石材、 化学製品、=物、印 刷出版 TVA 国立公園
ユ タ 州 (西 部)	ジョージ・D・クライド G.D. Clyde	1957年1月就任 1960年11月再選 (1965年1月まで)	共和党	1898年 (明治31年) 7月21日 ユタ州に生る (65才)	カリフォルニア大学 卒	ユタ州立農科大学工学 部 長 農務省水保全かんが い部長	妻 (Ora) 3男2女	モルモン教	首都 ソールトレークシ=イ (人口18万9千)	220千平方キロ (11位)	891千人 (38位)	歳入 177 歳出 167	1,910ドル (32位)	=製品、牛、羊毛 小麦、てんさい 銅 (全米の4分の1) 石炭、鉄=、石油 ウランウム モルモン教の中心地
米国知事会 事務局長	ブレバード・クリフィールド B. Crinfield	1958年より 州政府協議会常務理 事 1958年より 米国知事会事務局長		1916年 (大正5年) 2月10日 イリノイズ州に生る (47才)	シカゴ大学卒 (政治 学) シラキューズ大学 大学院修士課程卒	市政調査会 州政府協議会 (1944~)	妻 (Mary) 3子		(米国知事会事務局) イリノイズ州シカゴ 東60番街1313					

合衆国判事 ルーサー・スウィガート